

第2次 芦別市男女共同参画推進計画 (令和2年度～11年度)

市民一人ひとりが個性と能力を発揮し
あらゆる分野において平等に参画できるまち



芦 別 市

はじめに

近年、少子高齢化が急速に進み、社会経済情勢が変化していく中で、持続的成長を実現し、地域社会の活力を維持していくためには、男女がともに人権を尊重しつつ、性別にかかわらず、個性と多様な能力を發揮できる男女共同参画社会の構築が必要不可欠であります。



国では、その実現に向けて、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、4次にわたる男女共同参画基本計画により、社会の多様性と活力の向上、男女間の実質的な機会平等の確保など、男女共同参画社会の実現を社会全体で取り組むべき最重要課題として位置付けるとともに、平成28年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を制定し、女性の活躍の促進を図ってきております。

本市では、2次にわたる「芦別市女性の行動計画」を策定し、平成22年度からは、10年計画であります「芦別市男女共同参画推進計画」により、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでまいりましたが、計画期間が令和元年度で終了することから、令和2年度から令和11年度までの10年間を計画期間とする「第2次芦別市男女共同参画推進計画」を策定いたしました。

この計画は、第6次芦別市総合計画との整合性を図り策定したもので、「男女共同参画の意識啓発の推進」、「男女がともに活躍できる環境づくり」、「安心して暮らせる環境づくり」の3つの基本目標を掲げ、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進してまいります。

今後、男女共同参画社会の実現に向けて、市民、事業者及び市が連携、協力し、一体となって取り組んでいくことが重要ですので、一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、数多くの貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆様に対し、心から感謝申し上げます。

令和 2 年 3 月

芦別市長 荻原 貢

男女共同参画社会の実現を目指して

男女共同参画社会基本法に規定する「男女共同参画社会」とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とされています。



この中の「参画」とは、単なる参加ではなく、自らの意思によって主体的に企画や立案から意思決定、そして実施までの全ての段階に参加するということを現しています。

すなわち、家庭、地域、学校、職場など、社会のあらゆる場面で、誰もが自由と平等を享受し、性別に関わりなく自らの意思に基づく生き方が実現でき、男女が対等なパートナーとして共に支え合い、豊かな個性と能力を十分に発揮できる社会が男女共同参画社会です。

現在、私たちを取り巻く社会経済情勢は急速に変化しており、長期的にみた労働力不足への懸念、社会保障制度の維持、価値観の多様化、職業観の変化、家族スタイルやライフスタイルの多様化などに柔軟に対応していくため、女性の様々な分野への進出や男性の家庭参画、働き方の見直しが図られ、男女が豊かな個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

本市では、男女共同参画社会の実現に向けた教育活動、各種団体への支援など、様々な取組が行われておりますが、今後さらなる持続可能で多様性に富んだ活力ある地域を作っていくことが必要あり、本計画がそのきっかけになることができれば幸いです。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました芦別市男女共同参画推進計画検討委員会委員及び芦別市社会教育委員の皆様をはじめ、市民意識調査にご協力いただきました市民の皆様や関係各位に心からお礼を申し上げますとともに、本計画の推進に特段のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

令和 2 年 3 月

芦別市教育委員会

教育長 福 島 修 史

目 次

第1章 第2次芦別市男女共同参画推進計画の策定にあたって

第1節 男女共同参画社会の意義	2
第2節 計画策定の趣旨	3
第3節 計画策定の背景	4
1 世界の動き	4
2 日本の動き	5
3 北海道の動き	6
4 芦別市の動き	7

第2章 第2次芦別市男女共同参画推進計画の基本的な考え方

第1節 計画の位置づけ	10
1 計画の性格	10
2 計画の期間	11
3 計画の目的	11
第2節 基本理念	13
第3節 施策の体系図	14

第3章 施策の展開

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識啓発の推進	16
1 男女平等意識の啓発活動の推進	16
2 男女平等の視点に立った教育・学習の推進	18
基本目標Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり	20
1 働く場における男女共同参画の推進	20
2 仕事と家庭生活の調和の推進	22
3 政策・方針決定過程への女性の参画推進	24
基本目標Ⅲ 安心して暮らせる環境づくり	26
1 安心して暮らせる環境の整備	26
2 生涯にわたる健康づくりの推進	30
3 防災分野における男女共同参画の推進	31

第4章 第2次芦別市男女共同参画推進計画の効果的実施に向けて

第1節 計画進ちょく状況の評価・検証	34
第2節 男女共同参画推進計画の評価	34
芦別市男女共同参画推進体制	35

資料編

1	芦別市男女共同参画推進計画策定の経過	38
(1)	第2次芦別市男女共同参画推進計画検討委員会	38
(2)	第2次芦別市男女共同参画推進計画庁内策定委員会	39
2	第2次芦別市男女共同参画推進計画検討委員会委員名簿	40
3	第2次芦別市男女共同参画推進計画庁内策定委員会委員名簿	41
4	第2次芦別市男女共同参画推進計画庁内策定委員会設置要綱	42
5	芦別市男女共同参画推進計画（平成22年度～令和元年度）に 基づく主要な施策の進ちよく状況	44
6	芦別市男女共同参画に関する市民意識調査集計結果	45
7	各種相談・お問い合わせ窓口	60

第 1 章

第 2 次芦別市男女共同参画推進計画の策定にあたって

第1章 第2次芦別市男女共同参画推進計画の策定にあたって

この章では、男女共同参画社会の意義について説明した後、第2次芦別市男女共同参画推進計画を策定する趣旨と背景を明らかにします。

第1節 男女共同参画社会の意義

男女共同参画社会について、平成11年に制定された国の男女共同参画社会基本法※1では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。この法律に基づいて平成12年に策定された男女共同参画基本計画※2では、「男性も女性も互いに相手の人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いながら、性別にとらわれることなく、それぞれが個性と能力を十分に発揮できる豊かな社会」と説明されています。

※1 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにして、その方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、平成11年6月公布・施行された。男女の人権の尊重、社会における制度又は慣行についての配慮や政策等の立案及び決定への共同参画、家庭生活における活動と他の活動の両立など5つの基本理念を掲げている。

※2 男女共同参画基本計画

政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画。男女共同参画社会基本法第13条により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされており、現行の計画は平成27年12月に閣議決定されている。また、都道府県及び市町村においても、男女共同参画社会基本法第14条により、区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を、都道府県は国の計画を勘案して定めなければならないことが、市町村は国の計画及び都道府県の計画を勘案して定めるよう努めなければならないことが規定されている。

第2節 計画策定の趣旨

男女共同参画については、本市の最上位計画である総合計画の中で掲げられています。これまで個別計画として、2次にわたる「芦別市女性の行動計画」(昭和59年度、平成11年度)、そして「芦別市男女共同参画推進計画」(平成21年度)を策定し、男女平等のための各種施策を推進してきたところであり、年々、その事業効果も上がってきています。

男女共同参画社会の実現に向けては、市内の各団体や趣旨に賛同する市民が中心となって「芦別市男女共同参画推進協議会」を組織し、さまざまな取組を展開している一方、市の各部署においても所管事業を通して、男女共同参画推進計画に盛り込まれている事業の実施と各種団体に対する側面的な支援に努めてきました。

こうした中、平成28年4月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が施行され、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定が義務付けられるなど、男女平等参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入るとともに、男女の仕事と家庭生活を取り巻く状況の変化や、ワーク・ライフ・バランスの促進等に係る様々な課題に対する取組が求められています。

このような課題解決のため、男女共同参画を推進していく取組の重要性が示されていることから、将来的な視点と中長期的な展望に立った新たな計画と進むべき目標を定め、より多くの男女の参画を目指すため、向こう10年間を見通し「第2次芦別市男女共同参画推進計画」を策定することといたしました。

第3節 計画策定の背景

1 世界の動き

国連は昭和50年を「国際婦人年」、それに続く10年を「国連婦人の10年」と定め、昭和54年の第34回国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条例」（女子差別撤廃条約）を採択しました。その後、昭和60年の「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議で、各国等が実情に応じて効果的措置をとる上でのガイドラインとなる「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」、平成7年の第4回世界女性会議（北京）では「北京宣言」及び12の重大問題領域と目標を掲げた「行動綱領」が採択され、男女平等のための取組は世界規模で進められてきました。

平成12年の国連特別総会「女性2000年会議」では「成果文書」が採択され、「北京行動綱領」のさらなる実施に向けて、各国政府などが取るべき行動が提言され、平成22年には、「北京宣言及び行動綱領」の採択から15年目にあたることを記念し、「国連『北京+15』世界閣僚級会合」がニューヨークで開催され「北京宣言及び行動綱領」等を再確認し、実施に向けた国連やNGO等の貢献強化などの宣言が採択されました。

平成24年には、第56回国連婦人の地位委員会において、東日本大震災の経験や教訓を各国と共有し、より女性に配慮した災害への取組を促進することをめざして、「自然災害におけるジェンダー※3平等と女性のエンパワーメント※4」決議が採択されました。

平成27年には、第59回国連婦人の地位委員会において、「第4回世界女性会議20周年における政治宣言」が採択されました。

2 日本の動き

わが国においても、男女平等の実現のため、国際社会の取組と連動して、昭和52年の国内行動計画の策定以来、平成8年の「男女共同参画2000年プラン」まで4度にわたる行動計画の策定、女子差別撤廃条約やILO第156号条約（家族責任条約）の批准及び男女雇用機会均等法や育児・介護休業法制定等の法制度の整備など、様々な取組が進められてきました。

しかし、男女平等の実現がいまだ不十分であり、少子高齢化等の社会状況の変化に対応していく上でも、男女共同参画社会の実現がわが国にとって最重要課題であるとし、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成12年に「男女共同参画基本計画」が策定されたことにより、平成22年までを見通した長期的な施策の方向性が示されました。

平成13年には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が制定され、平成15年に「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」が制定されるとともに、平成16年には「DV防止法」が改正され、保護命令制度の拡充や配偶者からの暴力の定義の拡大、自立支援を含む被害者の保護が盛り込まれています。

平成17年には、「育児・介護休業法」が改正され育児・介護休業の対象労働者の拡大や育児休業期間の延長が盛り込まれるとともに、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直し、

※3 ジェンダー

「男は仕事、女は家事・育児・介護」などのように、社会的・文化的につくられた性別のことで、染色体や遺伝子、解剖学上の特徴による生物学的な性別（セックス）と区別して用いる。それ自体に「良い」「悪い」という価値を含むものではなく、国際的に使われている。

※4 エンパワーメント

「力をつけること」。女性が、自己決定力を身につけて、政治的、経済的、社会的に力をもった存在となること。

男女の性差に応じた的確な医療の推進などの10項目を重点事項として、新たに「第2次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

平成19年には、国、経済界・労働界・地方公共団体の代表等からなる「官民トップ会議」において、「**仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス※5）憲章**」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定しました。

平成22年には、「男性、子どもにとっての男女共同参画の推進」や、「地域、防災、環境その他の分野における男女共同参画の推進」などの重点分野を新設した「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、平成27年には、仕事と家庭を両立できる環境の整備など、職業生活における女性の活躍を推進する「女性活躍推進法」が制定されるとともに、同年には「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成28年には、「男女雇用機会均等法」の改正により、妊娠・出産等を理由としたハラスメント防止措置義務が新設されるとともに、平成29年には、育児休業や介護休業がより取得しやすくなるよう、「育児・介護休業法」の改正が行われています。

3 北海道の動き

北海道では、昭和44年に北海道婦人問題研究懇話会（昭和60年北海道女性会議に改組、平成7年北海道男女共同参画懇話会に改組）を設置し、昭和53年には北海道婦人行動計画が策定されました。

昭和56年には北海道婦人行動計画推進協議会（昭和62年北海道女性の自

※5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

男女共同参画会議「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」では、「老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態である。」と定義している。

立プラン推進協議会に改称、平成9年北海道男女共同参画プラン推進協議会に改称)が設立され、北海道男女共同参画プランが策定されました。

平成13年には北海道における男女共同参画社会の形成を推進するため「北海道男女平等参画推進条例」が制定されています。そして同条例に基づき、平成14年に「北海道男女平等参画基本計画」が策定され、その後の社会情勢等の変化やこれまでの取組の成果を踏まえ、平成20年に「第2次北海道男女平等参画基本計画」が策定されました。

平成28年には、女性活躍推進法に基づく都道府県の推進計画として「北海道女性活躍推進計画」が策定され、平成30年には向こう10年間を見通し、北海道における男女平等参画社会の実現に向けた施策を体系的に位置づける「第3次北海道男女平等参画基本計画」が策定されています。

4 芦別市の動き

本市では、「市独自の行動計画を」という市民の声を受けて、昭和58年から策定作業を開始し、昭和59年に「芦別市女性の行動計画」がスタートしました。

その後、昭和60年に同計画の具体的推進を図り、個性豊かなまちづくりに寄与することを目的に「芦別市女性の行動計画推進協議会」が発足し、平成11年には「第2次芦別市女性の行動計画」を策定し、男女平等を目指した各種施策の推進に取り組んできました。

平成21年には、固定的な性別分担意識や性差に関する考え方が、時代とともに変わりつつあるといった背景を踏まえ、「芦別市女性の行動計画推進協議会」が「芦別市男女共同参画推進協議会」と名称を変更し、本市においては、「芦別市男女共同参画推進計画」の策定により、様々な分野で男女共同参画に関する施策を展開してきました。

第2章

第2次芦別市男女共同参画推進計画の基本的な考え方

第2章 第2次芦別市男女共同参画推進計画の基本的な考え方

この章では、計画の位置づけのほか、基本理念、施策の体系を明らかにします。

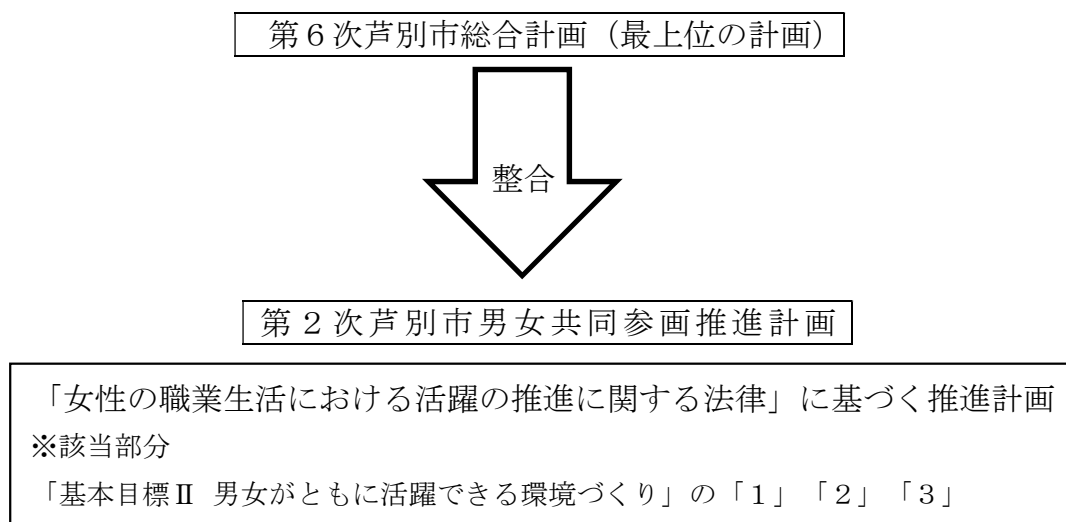
第1節 計画の位置づけ

1 計画の性格

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づく、本市における男女共同参画計画であり、また「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項の規定に基づく、市町村推進計画と位置づけ、男女共同参画社会の実現を目指すことを目的としています。


また、本計画は、第6次芦別市総合計画に基づく個別計画として位置づけられ、関連する各種計画との整合性を図ります。

計画の策定にあたっては、国の「第4次男女共同参画基本計画」や「第3次北海道男女平等参画基本計画」等の考え方を踏まえつつ、本市の実情に合わせ、市民、関係機関などの意見を配慮し、男女共同参画社会づくり推進の基本指針とするものです。



また、2015年9月に国連サミットで採択された、17の大分類に分けられた「**持続可能な開発目標（SDGs）※1**」は、人々の暮らしと密接にかかわるものであり、男女格差の原因は、仕事や社会の環境が要因の一つになっています。

我が国では、ジェンダー平等の促進、並びにすべての女性及び女子の能力強化・社会進出のための、さまざまな政策が多々あることから、本市が策定する計画の基本理念と連動した取組を推進します。

関連するSDGs		具体的な内容
	5. ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る

2 計画の期間

計画の期間は、第6次芦別市総合計画の計画期間に合わせ、令和2年度から令和11年度までの10年間とします。

なお、計画期間において、国の法改正などにより、この計画を改定する必要性が生じた場合には、適宜見直しを行うものとします。

3 計画の目的

第6次芦別市総合計画では、男女が個人としてお互いに人権を尊重し、性別に関わりなく、あらゆる分野で社会の対等な構成員としてともに参画し、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成を目指しています。

第2次芦別市男女共同参画推進計画は、この社会を実現するため、基本理念と3つの基本目標を定め、男女共同参画を促進していきます。

※1 持続可能な開発目標（SDGs）

2015年9月の国連サミットで全会一致で採択。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標（その下に169のターゲットが決められている）。



目標1（貧困）	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
目標2（飢餓）	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
目標3（保健）	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
目標4（教育）	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
目標5（ジェンダー）	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
目標6（水・衛生）	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
目標7（エネルギー）	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
目標8（経済成長と雇用）	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。
目標9（インフラ、産業化、イノベーション）	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
目標10（不平等）	各国内及び各国間の不平等を是正する。
目標11（持続可能な都市）	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
目標12（持続可能な生産と消費）	持続可能な生産消費形態を確保する。
目標13（気候変動）	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
目標14（海洋資源）	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
目標15（陸上資源）	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
目標16（平和）	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
目標17（実施手段）	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

第2節 基本理念

第2次芦別市男女共同参画推進計画は、第6次芦別市総合計画のまちづくりの基本目標を男女共同参画の分野から実現していくことを目指します。

【第2次芦別市男女共同参画推進計画の基本理念】

市民一人ひとりが個性と能力を発揮し
あらゆる分野において平等に参画できるまち

【解説】「市民一人ひとりが個性と能力を発揮し

あらゆる分野において平等に参画できるまち」とは

豊かで活力ある地域社会を築くためには、家庭・職場・学校・地域など、あらゆる分野で、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別に関わらず、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を形成することが重要です。

今後、「第2次芦別市男女共同参画推進計画」に基づき、男女の固定的な役割分担意識の是正と平等な機会の確保を図り、男女があらゆる分野で社会の対等な構成員として、ともに参画し、貢献できる環境づくりを進めていくことが必要です。

第6次芦別市総合計画では、芦別市の将来像を実現するまちづくりの目標を次のとおり掲げています。

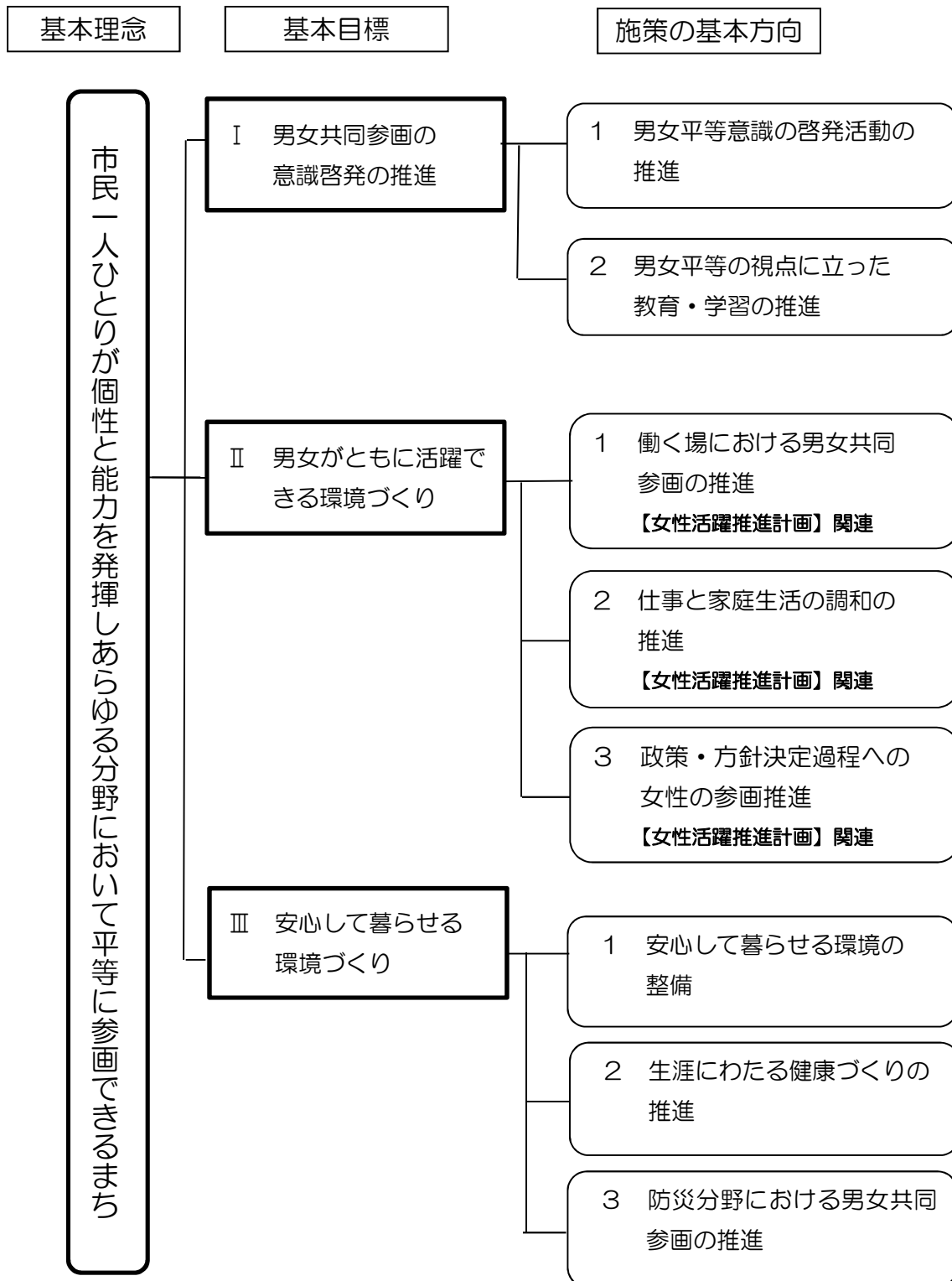
みんなで築く 豊かで住みよい 人と文化の輝くまち

また、自治体運営の基本目標を次のとおり掲げています。

市民とともに歩む協働のまち

第3節 施策の体系図

「第2次芦別市男女共同参画推進計画」の体系図は、次に示すとおりです。



第3章 施策の展開

第3章 施策の展開

この章では、芦別市の男女共同参画に関する「現状と課題」を踏まえ、「第2章 第2次芦別市男女共同参画推進計画の基本的な考え方」で示した基本理念を実現するために、基本目標ごとに「重点目標」などを体系的に整理し、明らかにしていきます。

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識啓発の推進

1 男女平等意識の啓発活動の推進

〈現状と課題〉

本市で行った市民意識調査において、男女の地位の平等感は、これまでの様々な取組により高まってきており、特に学校教育などで平等と感じる人が男女ともに多い傾向にあります。

しかし、学校教育を除く項目では、男性が優遇されていると感じる割合が高いなど、男女の意識に差があり、特に政治の場においては、男性が優遇されていると感じる割合が高い傾向にあります。（図表1）

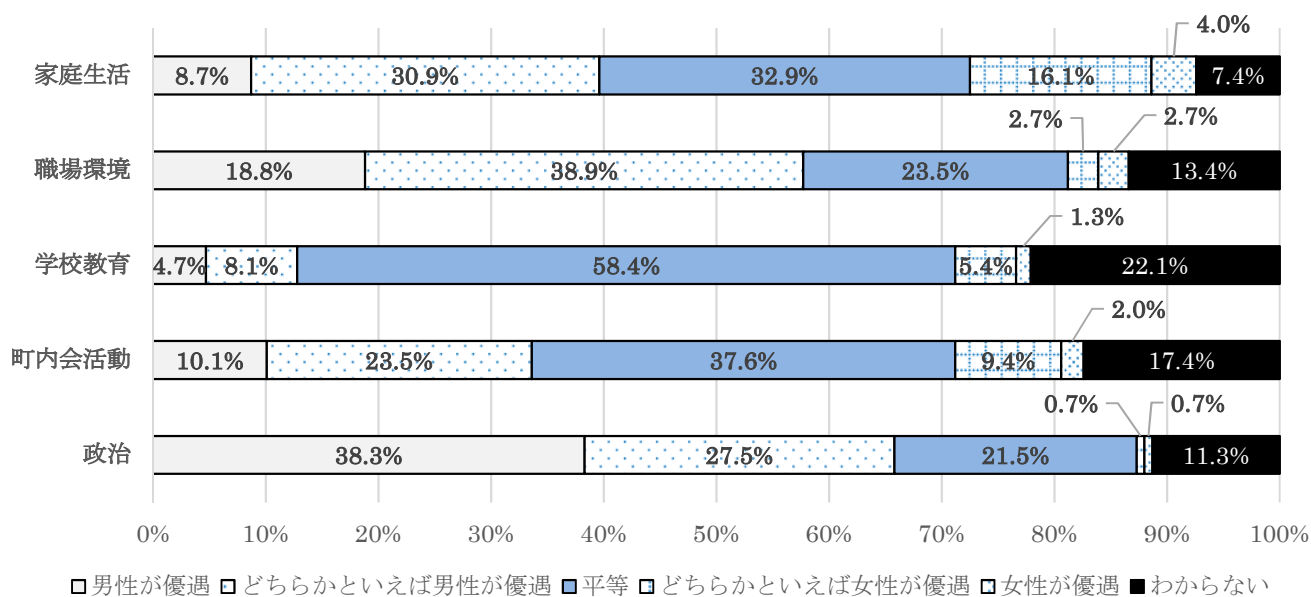
男女共同参画の実現を妨げる大きな要因の一つは、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担※1意識です。このような意識は時代の変化とともに減少傾向にありますが（図表2）、いまだに根強く残り、このような固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行も残存しています。

※1 性別による固定的な役割分担

男女を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。

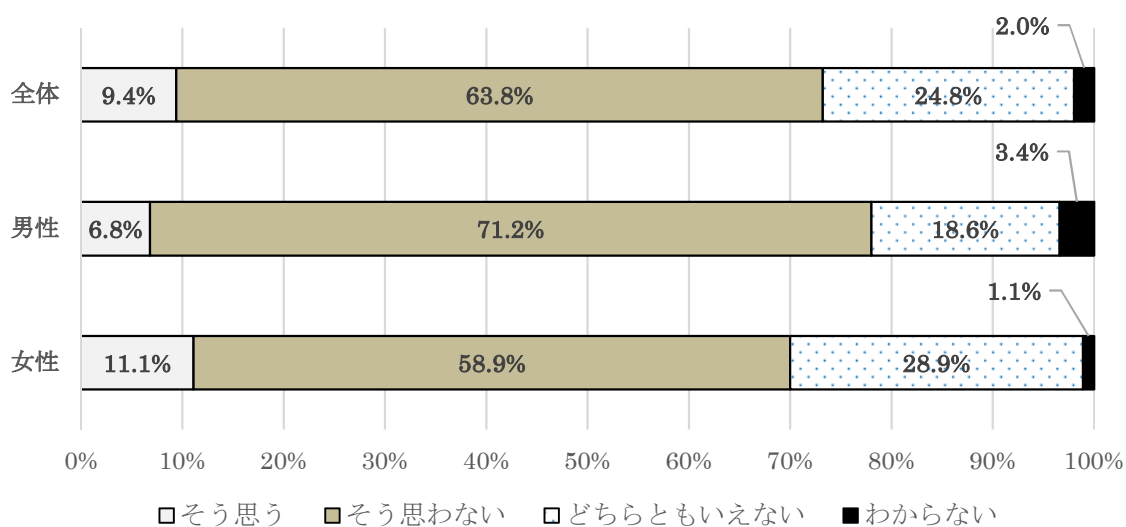
今後も固定的な性別による役割分担意識や権利侵害の解消に向けた意識の醸成を図りつつ、性別にかかわらず個人として尊重され、責任を分かち合っ
て個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりが重
要となっています。

〈図表1〉 次の分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか



出典：令和元年度 芦別市男女共同参画に関する市民意識調査アンケート

〈図表2〉 「男は仕事、女は家庭」という考え方について



出典：令和元年度 芦別市男女共同参画に関する市民意識調査アンケート

〈施策の方向〉

男女共同参画社会の実現は、社会の多様性と活力を高め、経済の持続的な発展及び男女間の実質的な機会の平等をもたらすことから、男女平等の理念に関する正しい理解が深まるよう、あらゆる広報媒体を活用して、わかりやすい広報、啓発に努めます。

具体的な取組	所 管
● 市民、団体及び事業所などにおける、男女共同参画に関する情報の提供、広報資料の配布	生涯学習課
● 芦別市男女共同参画推進協議会における、男女共同参画に関する講座、講演会等の開催にかかる情報収集・提供	

2 男女平等の視点に立った教育・学習の推進

〈現状と課題〉

男女共同参画を推進する上で、家庭や学校、社会などで行われる教育の果たす役割は非常に重要であり、特に、家庭においては、親の意識や生活態度が子どもに大きな影響を与えます。「男の子だから、女の子だから」といった性によって区別した「しつけ」は、個性を育てる上で大きく影響するとともに、子どもの可能性を狭めることにもつながりかねません。

男女の地位平等観は、学校教育の場では男女平等感が大きく進展していますが（図表1）、今後、男女平等意識の高揚や相互協力・相互理解について、さらなる教育の充実を図る必要があります。

さらに、社会においても、男女共同参画の意義について理解を促進する上で、生涯学習の振興は大きな意義を持ちます。

〈施策の方向〉

家庭内における固定的な性別役割分担意識にとらわれない個の尊重と、家事、育児、介護などについて、男女が平等に分担する意識の啓発に努めます。

学校教育においては、人権の尊重、男女の相互理解と協力の重要性など、教育活動全体を通じて、個人の尊厳と男女平等に関する教育、「社会的性別（ジェンダー）」の視点に立った男女平等教育を進め、本市における教育活動が、男女平等参画の理念を踏まえて行われるよう啓発に努めます。

さらに、市民を対象に、男女共同参画の意識啓発を目的とした生涯学習機会の充実及び学習の促進に努めます。

具体的な取組	所 管
● 市民、団体及び事業所などにおける、男女共同参画に関する情報の提供、広報資料の配布	生涯学習課
● 男女共同参画の視点に立った学校運営の推進、男女平等教育の充実	学務課
● 多くの市民が気軽に参加できる生涯学習講座の運営	生涯学習課



【女性大学講座「ふれてみよう 芦別の大昔」(H29.7.12 実施)】

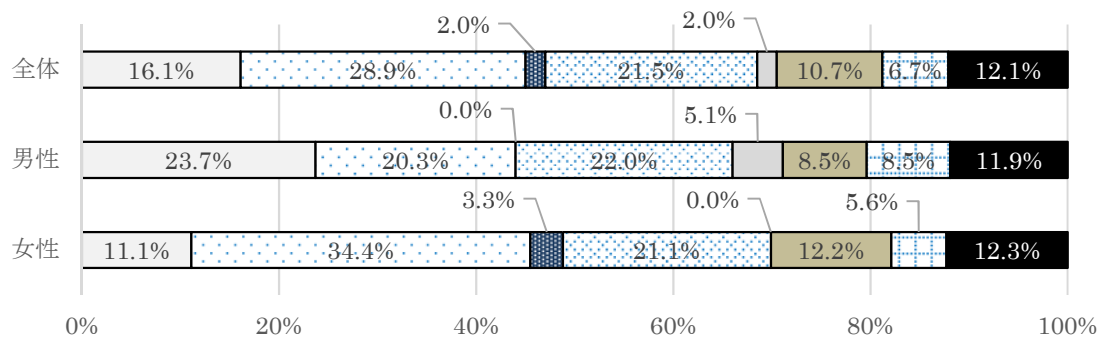
基本目標Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり

1 働く場における男女共同参画の推進

〈現状と課題〉

女性の社会進出が進む中、雇用の分野においては、労働基準法や男女雇用機会均等法等の改正など、法制上の整備が年々進み、女性雇用者の職場環境は改善されつつあります。しかし、「就労・家庭に関する意識調査」では、女性が家庭生活を優先している割合が高く、さらに「家庭での役割分担」では、多くの女性が家庭での役割の大半を担っているのが現状であり、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」と考えている人が増加している一方で、実際は仕事と家庭生活の両立ができない女性が多い状況です。（図表3、図表4）

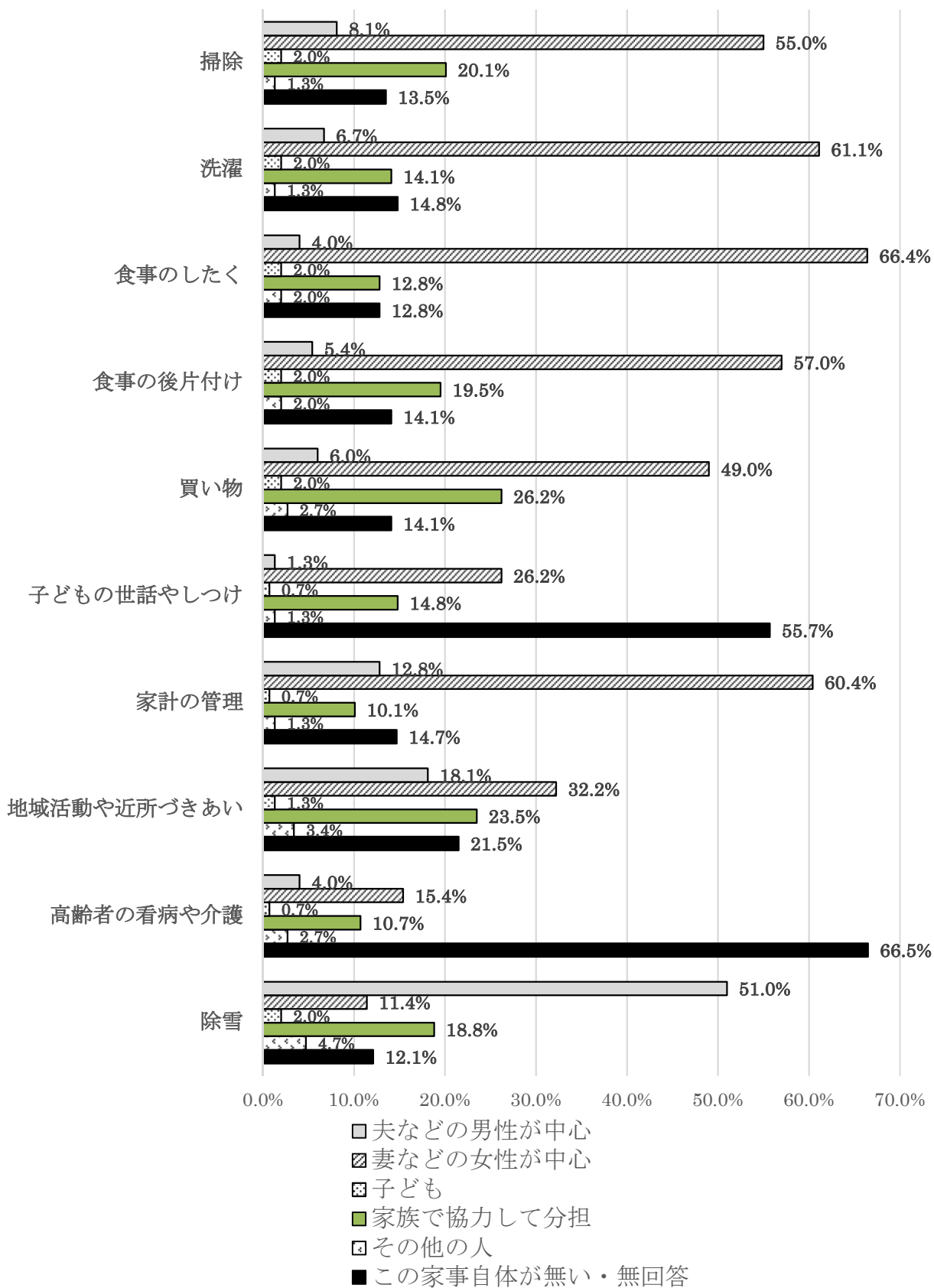
〈図表3〉「仕事」「家庭生活」「地域・社会活動・個人の生活」の優先度について



- 「仕事」を優先している
- 「家庭生活」を優先している
- 「地域・社会活動・個人の生活」を優先している
- 「仕事」と「家庭生活」をともに優先している
- 「仕事」と「地域・社会活動・個人の生活」をともに優先している
- 「家庭生活」と「地域・社会活動・個人の生活」をともに優先している
- 「仕事」と「家庭生活」と「地域・社会活動・個人の生活」をともに優先している
- 無回答

出典：令和元年度 芦別市男女共同参画に関する市民意識調査アンケート

〈図表4〉 あなたの家庭での役割分担について



出典：令和元年度 芦別市男女共同参画に関する市民意識調査アンケート

〈施策の方向〉

職場での待遇改善などについて、男女平等をめざすために、男女雇用機会均等法、労働基準法などの労働に関する制度の周知に努めます。

雇用分野での男女の均等な機会確保のため、その能力を十分に発揮できる環境づくりや女性の能力発揮のための積極的取組（ポジティブ・アクション）が促進されるよう、関係機関と連携して、啓発に努めます。

具体的な取組	所 管
● 男女共同参画に関する情報の提供、普及啓発	生涯学習課
● 男女共同参画推進協議会における、男女共同参画に関する講座、講演会等の開催及び情報の収集、提供	生涯学習課
● 労働基本調査による労働実態の把握、関連施策への反映	商工観光課
● 男女雇用機会均等法、女性活躍推進法など、就労に関する制度周知	商工観光課

2 仕事と家庭生活の調和の推進

〈現状と課題〉

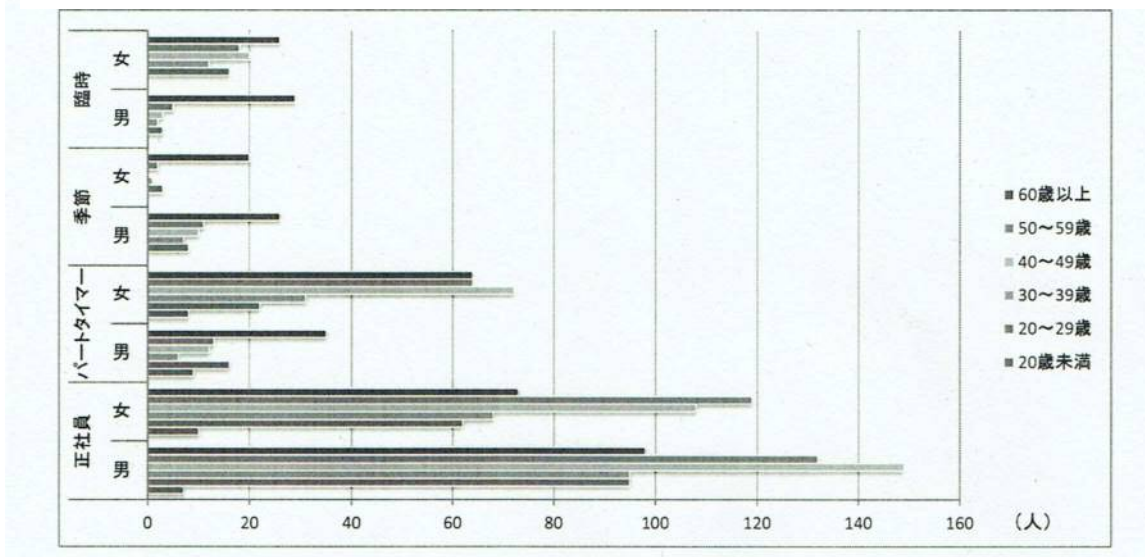
国では、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の策定により、「国民全体の仕事と生活の調和の実現が社会を持続可能で確かなものにするうえで不可欠である」と位置づけ、実現に向けた積極的な環境整備を進めています。

さらに、平成27年には女性活躍推進法が施行され、女性の採用・登用等のため事業主行動計画の策定を事業主に義務付けるなど、女性活躍の動きが拡大し始めています。

本市の就業者総数に占める女性の割合は51.5%（平成29年度芦別市労働基本調査 正規、季節・臨時、パート従業員）に至っていますが、女性を取

り巻く就労環境では、採用や待遇面などで依然として格差が存在し、女性の経済的自立の妨げとなっており、依然として「賃金や昇進、配置に差がある」状態となっています。

※ 芦別市内企業の従業員状況（雇用形態別）



出典：平成 29 度 芦別市労働基本調査

〈施策の方向〉

仕事と育児、介護等、家庭生活との両立に関する意識啓発を進め、仕事と家庭の両立のための制度の普及を進めていくと同時に、働くすべての人の「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」が図られるよう、多様な保育サービスや介護サービスの充実を図ることや、育児・介護休業法など支援制度の普及を進め、多様で柔軟な働き方を可能とする職場環境づくりに向けて事業所への理解と協力を働きかけます。

具体的な取組	所 管
● ワーク・ライフ・バランスの必要性に関する社会気運の醸成のための様々な情報の提供	商工観光課
● 関係機関と連携した労働環境の改善の相談等の対応	商工観光課
● 仕事と育児の両立支援のための保育施設・子育て支援の充実	児童課

3 政策・方針決定過程への女性の参画推進

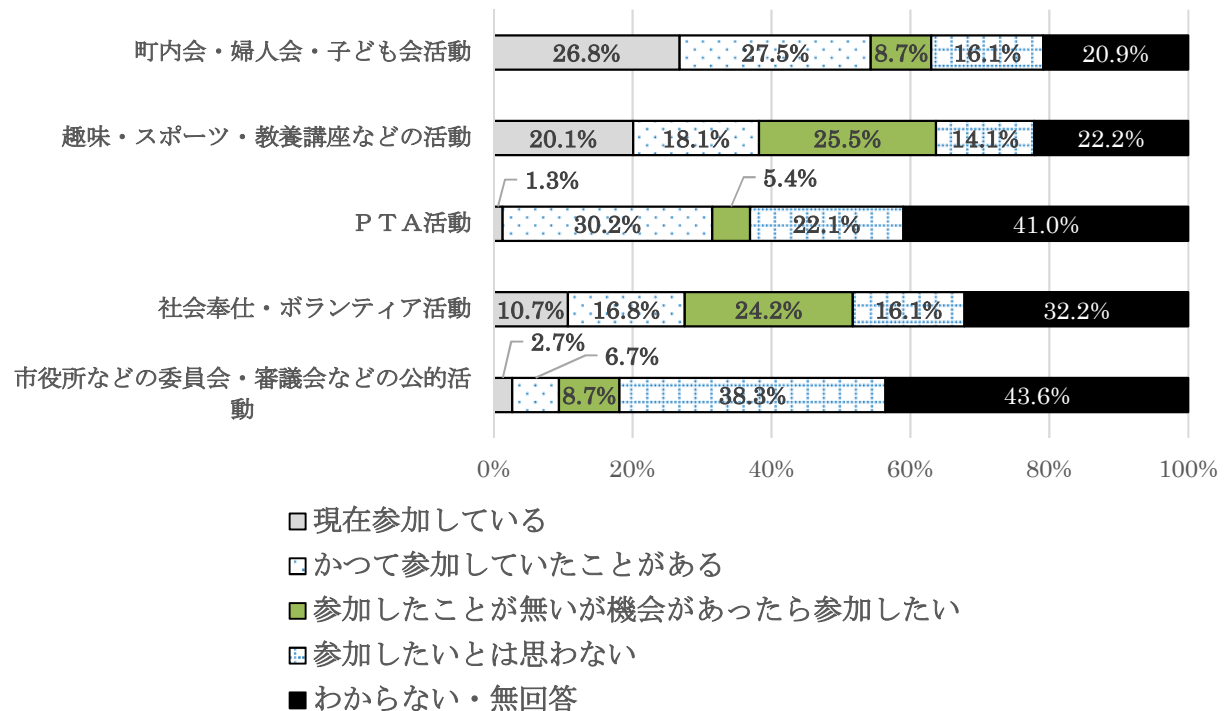
〈現状と課題〉

女性が仕事と家庭生活を両立し、女性の意思や考え方を地域に反映させていくためには、地方自治体の政策や企業等における方針決定の場に女性の参画を進めるなど、女性の能力が十分に発揮できるよう様々な取組を促進していく必要があります。

芦別市内での地域活動やボランティア活動の参加状況については、いずれの項目も参加率が低く、特に「市役所などの委員会・審議会などの公的活動」は低い状態にあります。（図表5）

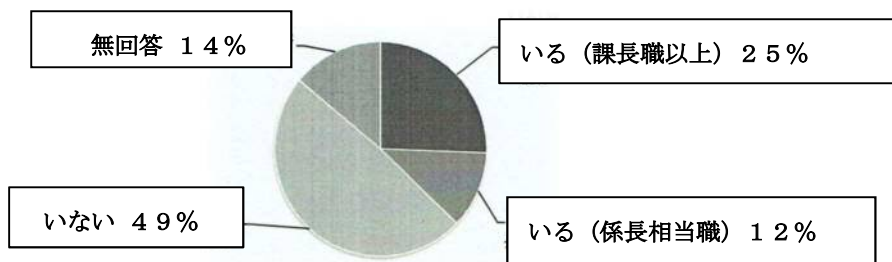
市内の事業所における女性管理職の割合は23%（平成27年度芦別市労働基本調査）から37%（平成29年度芦別市労働基本調査）と増加傾向にありますが、公的活動等への女性参画は乏しい状況にあります。

〈図表5〉 仕事以外での、あなたの地域活動やボランティア活動への参加について



出典：令和元年度 芦別市男女共同参画に関する市民意識調査アンケート

※ 芦別市内企業の女性管理者等の割合



出典：平成 29 度 芦別市労働基本調査

〈施策の方向〉

本市における審議会等の委員への女性の参画状況について把握し、各種委員会、審議会への女性委員の参加機会の拡大に努めます。

企業や各種団体等における方針の決定の場に女性が参画できるよう、普及・啓発に努め、さらに、PTA、自治会、その他各種団体の地域活動における男女の参画を促進するとともに、その方針決定の場への女性参画を促進し、地域における男女共同参画社会及び女性活躍推進に向けた合意形成を目指します。

重点目標

さまざまな分野への男女共同参画を促進するための環境づくりとして、男女共同参画の組織拡充を目指します。

【具体的目標】

指 標 項 目	現状値(平成30年度)	目標値(令和11年度)
各種審議会等における女性委員の割合	17.8%	 (数値の増加)

具体的な取組	所 管
<ul style="list-style-type: none"> ● 市の管理的地位にある、女性の登用促進 ● 労働基本調査による労働実態の把握(女性管理職の登用等就業環境の調査) ● 市の各種審議会等における女性登用の実態調査及び登用への働きかけ 	総務課 商工観光課 企画政策課 生涯学習課

基本目標Ⅲ 安心して暮らせる環境づくり

1 安心して暮らせる環境の整備

〈現状と課題〉

(1) 男女共同参画を阻害する暴力への取組

配偶者等からの暴力※2、セクシュアルハラスメント※3等は、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

これらの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、大きな社会問題となっています。

本市での言葉の認知度調査においても、「ドメスティック・バイオレンス」という言葉の認知度は高く、着実に浸透している状況ではありますが（図表6）あらゆる暴力の根絶を目指し、市民が安全に安心して暮らせるような社会の環境整備が必要です。

(2) 保育・ひとり親家庭などへの支援

少子化や核家族化が進む中、仕事と家庭を両立できる社会を実現することが大きな課題となっており、多様な生活スタイルに応じた育児などの社会的支援が必要となっています。

また、ひとり親家庭は、経済的にも精神的にも不安定な状況に陥りやすいため、生活支援体制の充実などの支援が必要です。

(3) 高齢者、障がい者等への支援

高齢化が進む中、高齢者が家庭や地域で安心して暮らせるよう、地域で支えていくための地域包括システムの構築や介護保険制度による適切なサービスの実施など、高齢者や介護者を支援する必要があります。

(4) 多様な性の理解

性的マイノリティ（以下「**LGBT等※4**」という。）が、性的指向や性同一性障害などに関し、偏見や差別により、一方的な不利益や不公平を受けないよう多様な性に対する理解を深めることが必要です。

※2 配偶者等からの暴力【ドメスティック・バイオレンス（DV／Domestic Violence）】

夫・パートナーなどの密接な関係にある男性から女性に対して振るわれる暴力のこと。これまでは家庭内で起こる暴力は個人的な問題として処理されていたが、女性に対する人権侵害として社会的問題と認識されるようになってきている。

※3 セクシュアルハラスメント【sexual harassment】

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、さまざまな態様のものが含まれる。特に、雇用の場においては、相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって、仕事をする上で一定の不利益を与えたり、または、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること。（男女雇用機会均等法第21条）

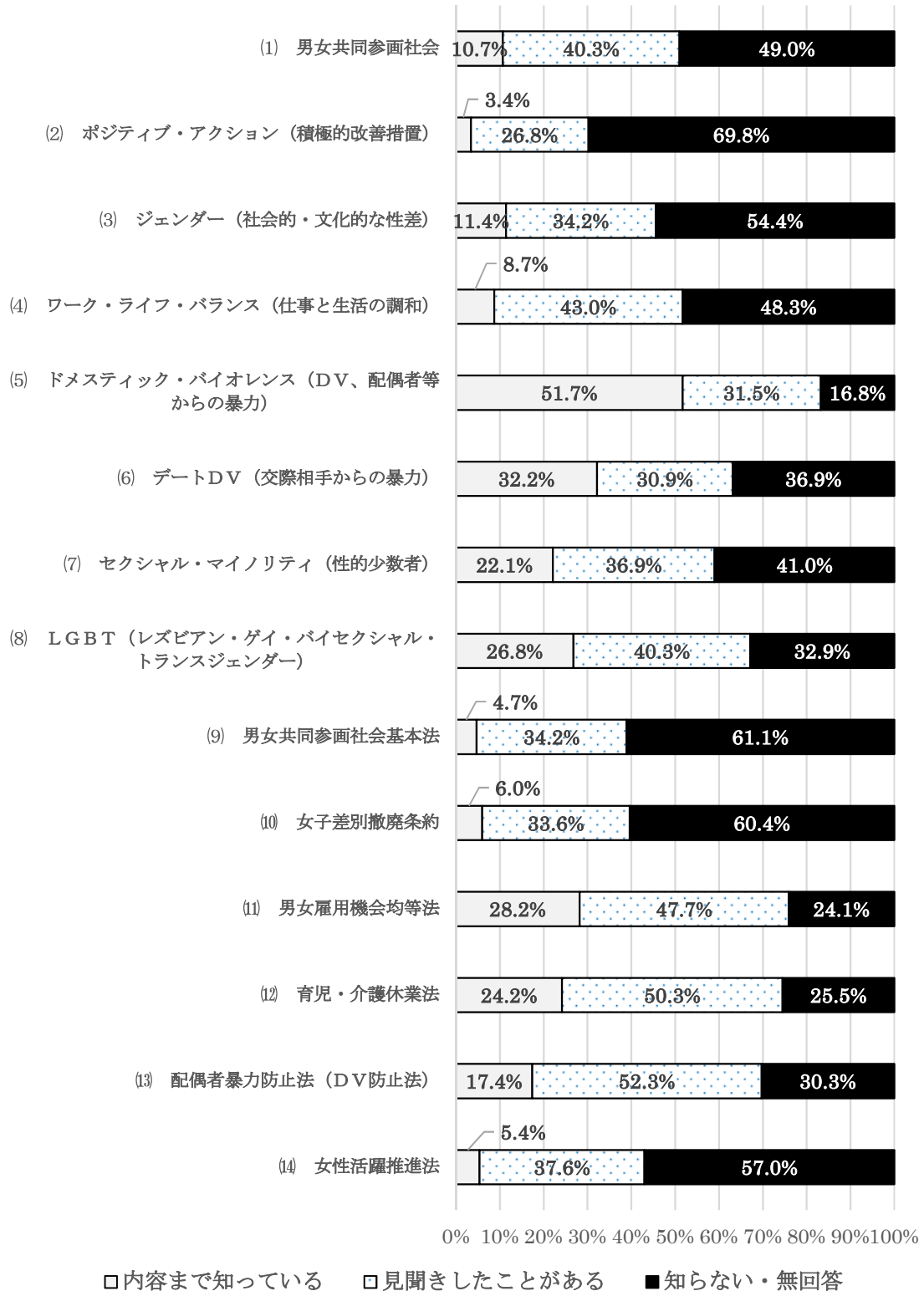
※4 LGBT等

LGBT（エル・ジー・ビー・ティー）とは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をとって組み合わせたものです。

性的マイノリティ（性的少数者）の人たちを表す言葉の一つとして「LGBT」があります。

- ・Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）
- ・Gay（ゲイ、男性同性愛者）
- ・Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）
- ・Transgender（トランスジェンダー、性別越境者）

〈図表6〉 次の言葉について、あなたのご存じですか



出典：令和元年度 芦別市男女共同参画に関する市民意識調査アンケート

〈施策の方向〉

配偶者からの暴力については、関係機関と協働しながら、配偶者暴力防止と被害者の保護・自立支援の観点から、迅速かつ適切な対応に努めます。

雇用の場や教育の場などにおいて、セクシュアル・ハラスメントなどの防止に向けた意識啓発の徹底に努めます。

仕事と育児の両立の支援に努めます。

ひとり親家庭に対し、生活支援体制の充実に努めます。

障がい児や障がい者が安心して暮らすための福祉サービス等の充実に努めます。

高齢者が安心して暮らせるよう、福祉や介護サービスの充実に努めます。

LGBT等を理由とする偏見や差別をなくし、正しい知識と理解を深めていくための啓発に努めます。

具体的な取組	所 管
● DV防止を目的としたパンフレットなどによる啓発、関係法令の周知	福祉課
● DV被害者の一時保護や緊急避難などの安全確保に向けた各関係機関との連携・体制強化	福祉課 児童課
● 子育て支援の充実	児童課
● ひとり親家庭に対する生活支援体制の充実	福祉課
● 障がい児や障がい者に対する福祉の充実	児童課 福祉課
● 高齢者に対する福祉・介護サービス等の充実	介護高齢課
● LGBT等に関する人権教育等の啓発活動の推進	市民課

2 生涯にわたる健康づくりの推進

〈現状と課題〉

男女が身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提と言えます。

男女が共に生き生きと過ごすため、生涯にわたって自立し、安心した生活を送るためには、その基礎となる健康づくりが必要です。

あらゆるライフステージにおいて、個人の健康づくりを推進していくため、保健・医療・福祉・介護・教育分野等が連携していくことが重要になります。

〈施策の方向〉

健康で元気に生活できる期間、いわゆる「健康寿命」を伸ばすことをめざし、保健・医療・福祉・介護・教育分野等と連携しながら生涯にわたり健康に暮らせるよう心身の健康管理や生活習慣の改善、疾病予防・重症化予防の充実を図ります。

特に、女性の生涯を通じた健康の保持に関し、安心して相談できる体制の整備に努めます。

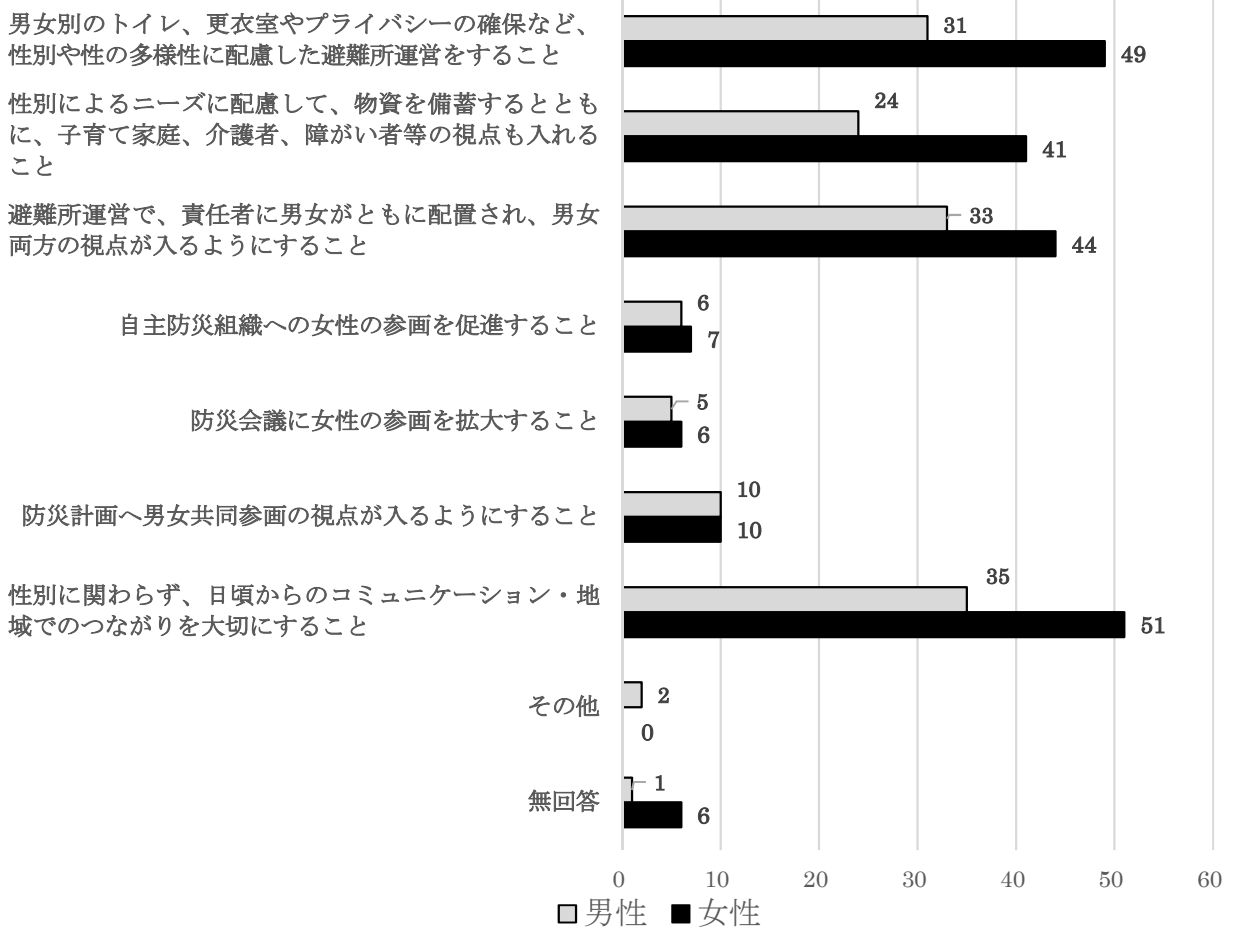
具体的な取組	所管
<ul style="list-style-type: none">● 市民の健康づくりの推進● 食生活や運動習慣など生活習慣の改善の推進● 健康診断、がん検診、保健指導、健康相談の充実● 女性特有の健康上の悩みなどの健康相談の充実	健康推進課

3 防災分野における男女共同参画の推進

〈現状と課題〉

防災の取組を進めるにあたっては、女性と男性では災害から受ける影響に違いが生じることに十分配慮することが重要であり、災害時や復旧段階において増大する家事、子育て、介護等の家庭的責任が女性に集中するなどの問題や男女のニーズの違い等が配慮されないなどの課題を解決するため、男女共同参画の視点から、「事前の備え」、「避難所運営」、「被災者支援等の体制」の確立を図る必要があります。

〈図表7〉地域の防災・災害復興活動での男女共同参画に視点



出典：令和元年度 芦別市男女共同参画に関する市民意識調査アンケート

〈施策の方向〉

防災に関する施策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画、その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図ります。

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮します。

具体的な取組	所 管
<ul style="list-style-type: none">● 防災に関する政策・方針決定過程における女性の参画拡大● 避難所や災害ボランティア活動における、安全性やプライバシーの観点から睡眠室、更衣室や仮設トイレ等について女性への配慮	危機対策課

第 4 章

第 2 次芦別市男女共同参画推進計画の効果的实施に向けて

第4章 第2次芦別市男女共同参画推進計画の効果的実施に向けて

この章では、男女共同参画を推進する上で効果的な実施方策を明らかにします。

第1節 計画進ちょく状況の評価・検証

計画に基づく施策の実施状況、成果、目標の達成状況等に基づき、進ちょく状況の評価を行うとともに、必要に応じて、男女共同参画に関する事項について調査・検証を行い、男女共同参画社会の形成の促進に努めます。

本計画に明記された事項については、「芦別市男女共同参画推進協議会」において、評価・検証を行うほか、課題点の確認等を行うように努めます。

第2節 男女共同参画推進計画の評価

本計画において、各施策・事業を所管する各部署においては、主体的な自己評価に加え、アンケートや聞き取り調査など客観的評価も交え、目的に応じた、よりよい施策展開に努めます。



【第2次芦別市男女共同参画推進計画検討委員会（芦別市男女共同参画推進協議会）】

芦別市男女共同参画推進体制

第2次芦別市男女共同参画推進計画

(策 定 ・ 推 進 ・ 実 践)

【行政組織】

教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課

行政内部の推進体制

- ・ 総合的な連絡調整
- ・ 推進事業の実施

各 施 策 ・ 事 業 を 所 管 す る 各 部 署

- ・ 主体的な自己評価
- ・ アンケート等による客観的評価

【市民組織】

芦 別 市 男 女 共 同 参 画 推 進 協 議 会

男女共同参画社会形成のための主体的な実践活動

- ・ 計画の推進に関する調査・研究
- ・ 目標値との対比による点検・評価
- ・ 意見・要望・問題点の確認
- ・ 推進事業の実施

資 料 編

- 1 芦別市男女共同参画推進計画策定の経過
 - (1) 第2次芦別市男女共同参画推進計画検討委員会
 - (2) 第2次芦別市男女共同参画推進計画庁内策定委員会
- 2 第2次芦別市男女共同参画推進計画検討委員会委員名簿
- 3 第2次芦別市男女共同参画推進計画庁内策定委員会委員名簿
- 4 第2次芦別市男女共同参画推進計画庁内策定委員会設置要綱
- 5 芦別市男女共同参画推進計画（平成22年度～令和元年度）に基づく主要な施策の進ちよく状況
- 6 芦別市男女共同参画に関する市民意識調査集計結果
- 7 各種相談・お問い合わせ窓口

1 第2次芦別市男女共同参画推進計画策定の経過

(1) 第2次芦別市男女共同参画推進計画検討委員会

回数・日時・場所・出席人数	主な内容
【第1回検討委員会】 令和元年9月17日(火) 午後6時から 市民会館中ホール 出席者16名	○芦別市男女共同参画推進計画策定方針について ○男女共同参画に関する情報提供について
【第2回検討委員会】 令和2年1月9日(木) 午後6時から 青年センター第1研修室 出席者19名	○芦別市男女共同参画推進計画(素案)についての意見交換
【第3回検討委員会】 ※書面会議 意見照会 令和2年3月6日発送 令和2年3月10日締切	○芦別市男女共同参画推進計画(原案)についての意見交換

(2) 第2次芦別市男女共同参画推進計画庁内策定委員会

回数・日時・場所・出席人数	主な内容
<p>【第1回庁内策定委員会】 令和元年9月2日(月) 午前11時から 芦別市役所2階第2・3委員会室 出席者15名</p>	<p>○芦別市男女共同参画推進計画策定方針について ○男女共同参画に関する情報提供について</p>
<p>【第2回庁内策定委員会】 ※書面会議 意見照会 令和元年10月10日提出 令和元年10月15日締切</p>	<p>○男女共同参画に関する市民意識調査(原案)について</p>
<p>【第3回庁内策定委員会】 令和元年12月25日(木) 午前10時から 芦別市役所3階第1会議室 出席者15名</p>	<p>○芦別市男女共同参画推進計画(素案)についての意見交換</p>
<p>【第4回庁内策定委員会】 令和2年1月20日(月) 午前11時から 芦別市役所3階第1会議室 出席者16名</p>	<p>○芦別市男女共同参画推進計画(素案)の修正についての意見交換</p>

2 第2次芦別市男女共同参画推進計画検討委員会委員名簿

任期 令和元年9月2日から令和2年3月31日

No.	氏名	男女共同参画推進協議会役員名	所属団体名等
1	岡部規子	会長	個人会員
2	小林廣勝	副会長	芦別市町内会連合会
3	村本久	〃	個人会員
4	西英昭	事務局長	個人会員
5	廣嶋昌子	会計	芦別市本町婦人会
6	佐藤久子	幹事	個人会員
7	松井俊子	〃	新日本婦人の会
8	橋本綾子	〃	芦別市本町婦人会
9	齋藤麻子	幹事・会計監査	北教組空知支部芦別支会女性部
10	小田稔	幹事	芦別市町内会連合会
11	堀井武	〃	個人会員
12	大下睦夫	〃	芦別商工会議所
13	滝孝造	〃	芦別市農業振興協議会
14	野崎浩章	〃	一般社団法人芦別青年会議所
15	吉田博子	〃	個人会員
16	石黒里美	〃	たきかわ農協女性部
17	廣川公江	〃	芦別更生保護女性会
18	桜庭隆子	〃	個人会員
19	奥みゆき	会計監査	新日本婦人の会

3 第2次芦別市男女共同参画推進計画庁内策定委員会委員名簿

【令和元年10月18日現在】

区分	氏名	所属・設置の根拠条文
委員長	本間 広子	教育委員会事務局生涯学習課長 (要綱第4条第1項該当)
委員	松浦 良治	総務部総務課職員係長 (要綱第3条第2項第2号該当)
〃	源 智和	総務部企画政策課まちづくり推進係長 (要綱第3条第2項第2号該当)
〃	増子 亮子	総務部税務課市税係主査 (要綱第3条第2項第2号該当)
〃	及川 雄一	市民福祉部市民課生活交通係長 (要綱第3条第2項第3号該当)
〃	向田 千奈美	市民福祉部健康推進課健康推進係主任 (要綱第3条第2項第3号該当)
〃	小山 雄也	市民福祉部福祉課保護係 (要綱第3条第2項第3号該当)
〃	眞田 愛	市民福祉部介護高齢課介護保険係 (要綱第3条第2項第3号該当)
〃	江藤 伸一	市民福祉部児童課子ども家庭係主任 (要綱第3条第2項第3号該当)
〃	信太 史	経済建設部都市建設課住宅係長 (要綱第3条第2項第4号該当)
〃	中居 貴司	経済建設部商工観光課商工振興係長 (要綱第3条第2項第4号該当)
〃	阿部 極士	経済建設部農林課農政係 (要綱第3条第2項第4号該当)
〃	土田 潤	市立芦別病院事務局事務課総務係長 (要綱第3条第2項第5号該当)
〃	繁泉 理絵	教育委員会事務局学務課学校教育係主任 (要綱第3条第2項第6号該当)
〃	相場 晃人	教育委員会事務局生涯学習課社会教育係長 (要綱第3条第2項第6号該当)
〃	藤井 勝	教育委員会事務局生涯学習課社会教育係主任 (要綱第3条第2項第6号該当)

4 第2次芦別市男女共同参画推進計画庁内策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 第2次芦別市男女共同参画推進計画（以下「推進計画」という。）の策定に当たり、その素案づくりを行うため、第2次芦別市男女共同参画推進計画庁内策定委員会（以下「庁内策定委員会」という。）を設置する。

(庁内策定委員会の職務)

第2条 庁内策定委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 推進計画の素案づくりに関する事項
- (2) 前号の素案づくりに必要な調査及び検討に関する事項
- (3) その他素案づくりに関し必要な事項

(組織)

第3条 庁内策定委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる職員のうちから市長が指名する。

- (1) 自ら応募した職員
- (2) 総務部から推薦のあった職員
- (3) 市民福祉部から推薦のあった職員
- (4) 経済建設部から推薦のあった職員
- (5) 市立芦別病院事務部から推薦のあった職員
- (6) 教育委員会事務局から推薦のあった職員

3 委員の任期は、前条に規定する職務が終了する時までとする。

(委員長及びその職務)

第4条 庁内策定委員会の委員長は、生涯学習課長とする。

2 委員長は、庁内策定委員会を代表し、会務を統括する。

(会議)

第5条 庁内策定委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じて庁内策定委員会に学識経験者、市の関係職員等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

第6条 庁内策定委員会の調査及び検討内容については、必要に応じて庁議に報告する。

(庶務)

第7条 庁内策定委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において行う。

(実施細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が庁内策定委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年7月10日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、推進計画の策定が完了した時に、その効力を失う。

5 芦別市男女共同参画推進計画（平成22年度～令和元年度）に基づく主要な施策の進ちょく状況

本市では、これまで芦別市男女共同参画推進計画に基づき、男女共同参画の促進に努めてきました。

ここでは、同計画に掲げられている3つの基本目標の進ちょく状況を目標別に記載いたします。

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識啓発の推進

「生涯学習に関する各種教室・講座」などのほか、芦別市男女共同参画推進協議会主催の「男女共同参画カクテルパーティー」の開催や、「公益財団法人北海道女性協会」主催の「えるのす参画講演会」の開催などを通じて、あらゆる機会ですべて男女平等意識の醸成を図りながら、意識啓発の活動に取り組んできました。

基本目標Ⅱ 女性の健康保持と福祉の向上

「健康づくりの意識啓発と健康管理の推進」、「在宅福祉・介護サービスの充実」など、女性の生涯を通じた健康の保持増進のために、積極的に健康づくりに取り組むとともに、近年、市民の平均寿命が伸びている状況から、女性や高齢者に対応した女性大学及び高齢者大学並びに高齢者大学大学院での学習活動を通して支援体制の充実にも努めてきました。

基本目標Ⅲ 男女共同参画の組織拡充

「市関係の委員会、審議会への女性の登用促進」、「共働き世帯における子育て支援等就労環境での男女平等の促進」、「さまざまな問題に対する相談・支援体制の充実」などを通して、あらゆる分野において、女性も男性もともに参画することができる環境づくりに努めてきましたが、市民の高齢化に伴う担い手不足の影響により、女性の参画が進んでいない状況です。

さまざまな分野への男女共同参画を促進するための環境づくりとして、男女共同参画の組織拡充を目指します。

【具体的数値】

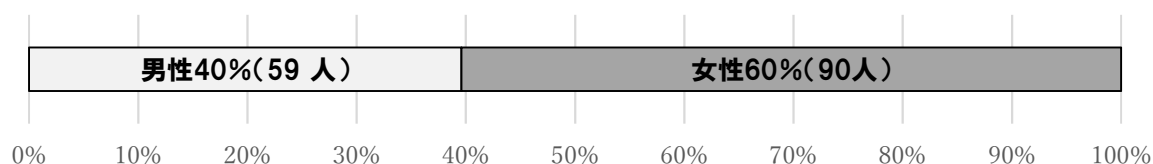
指 標 項 目	現状値(平成20年度)	実績値(平成30年度)
各種審議会等における女性委員の割合	20.9%	17.8%

6 芦別市男女共同参画に関する市民意識調査集計結果

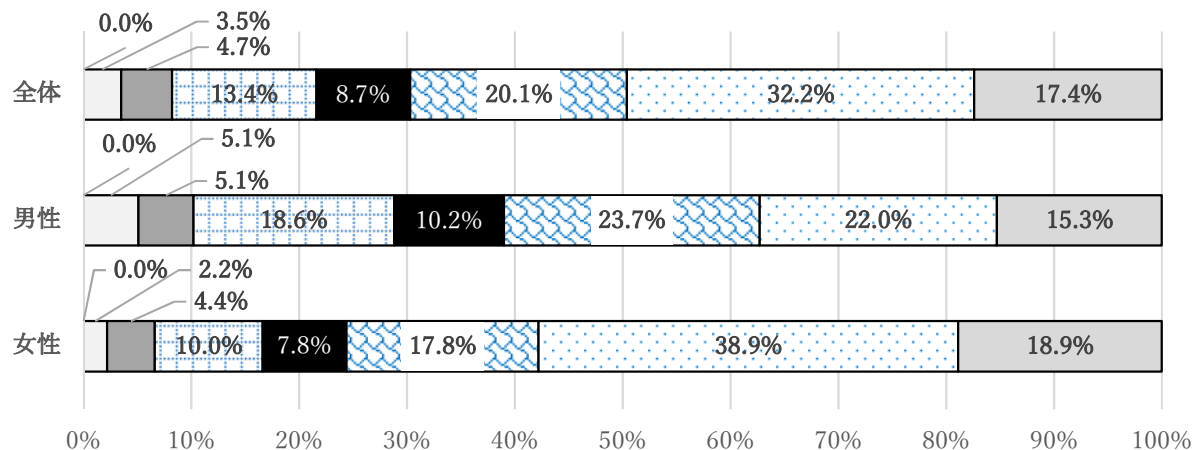
【調査のあらまし】

- 調査対象 市内に居住する男女400人
- 抽出方法 令和元年9月20日現在の住民基本台帳に基づく無作為抽出
- 調査方法 郵送（往復）による調査
- 調査期間 令和元年10月から11月1日まで
- 回収結果 149人（回収率37.3%）

《図表1》回答者の男女別内訳



《図表2》男女の年代別内訳

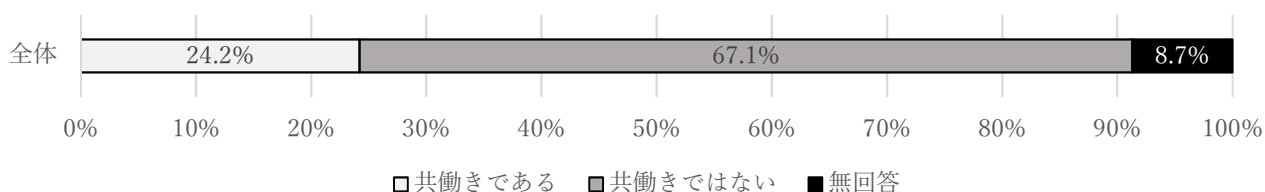


■ 20歳未満 □ 20～29歳 ■ 30～39歳 □ 40～49歳 ■ 50～59歳 □ 60～69歳 □ 70～79歳 □ 80歳以上

- 今回の調査では「20歳未満」の回答者はおらず、「60～69歳」「70～79歳」の回答者が半数をしめ、特に「70～79歳」の割合が32.2%と高い。

うち男性回答者は「60～69歳」の割合が23.7%と高く、女性回答者は「70～79歳」の割合が38.9%と高い。

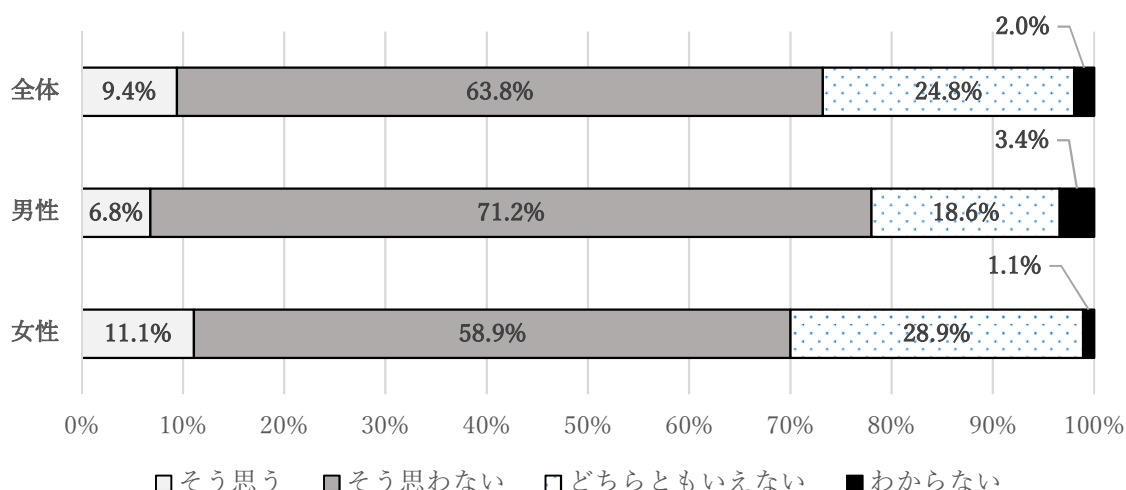
《図表3》共働きかどうか



- 今回の調査では「共働き世帯」の回答が24.2%、「共働きでない世帯」の回答が67.1%となった。

【男女平等に関する意識について】

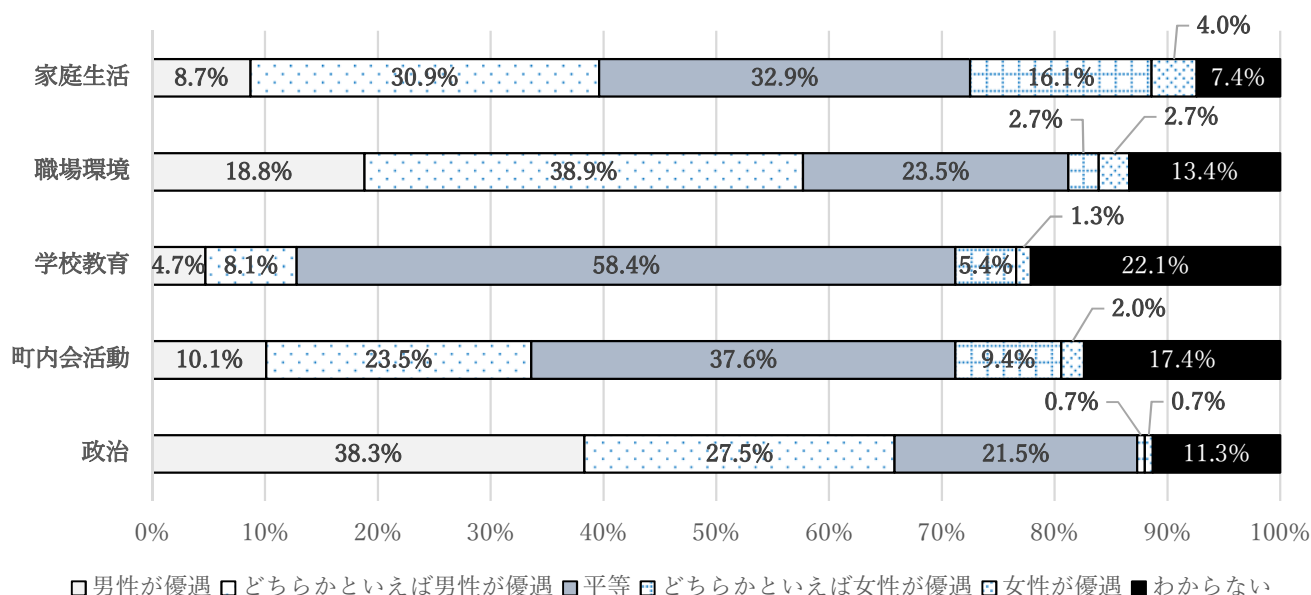
◀図表4▶「男は仕事、女は家庭」という考え方について



● 「男は仕事、女は家庭」という考え方、いわゆる固定的性別役割分担意識を問う質問では、全体として「そう思う」が9.4%「そう思わない」63.8%という結果となった。

うち男女別での意識調査と比較すると、男性回答者で「そう思わない」と答えた回答者が71.2%に対して、女性回答者で「そう思わない」と答えた回答者が58.9%となっており、男女の意識に差がある。

◀図表5▶次の分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか

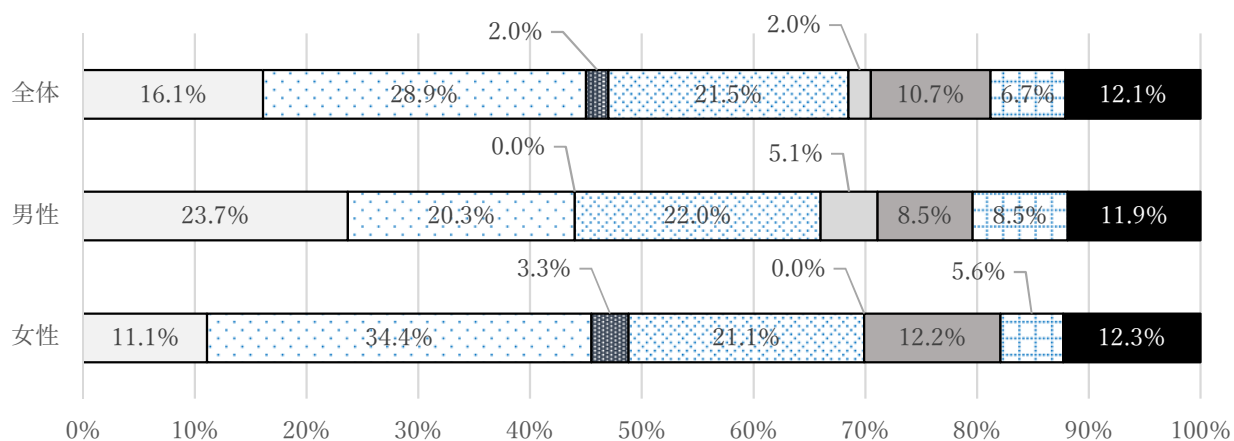


● 「家庭生活」では、「どちらかといえば男性が優遇」が30.9%、「平等」が32.9%と回答しており、「職場環境」では「男性が優遇」18.8%、「どちらかといえば男性が優遇」38.9%と回答。

「学校教育」では「平等」が58.4%と半数以上回答しており、「町内会活動」は「平等」が37.6%の回答、「政治」については「男性が優遇」が38.3%、「どちらかといえば男性が優遇」が27.5%と回答しており、「学校教育」では男女平等意識が浸透しているが、それ以外の分野では、男女の地位平等観に差がある。

【就労・家庭に関する意識について】

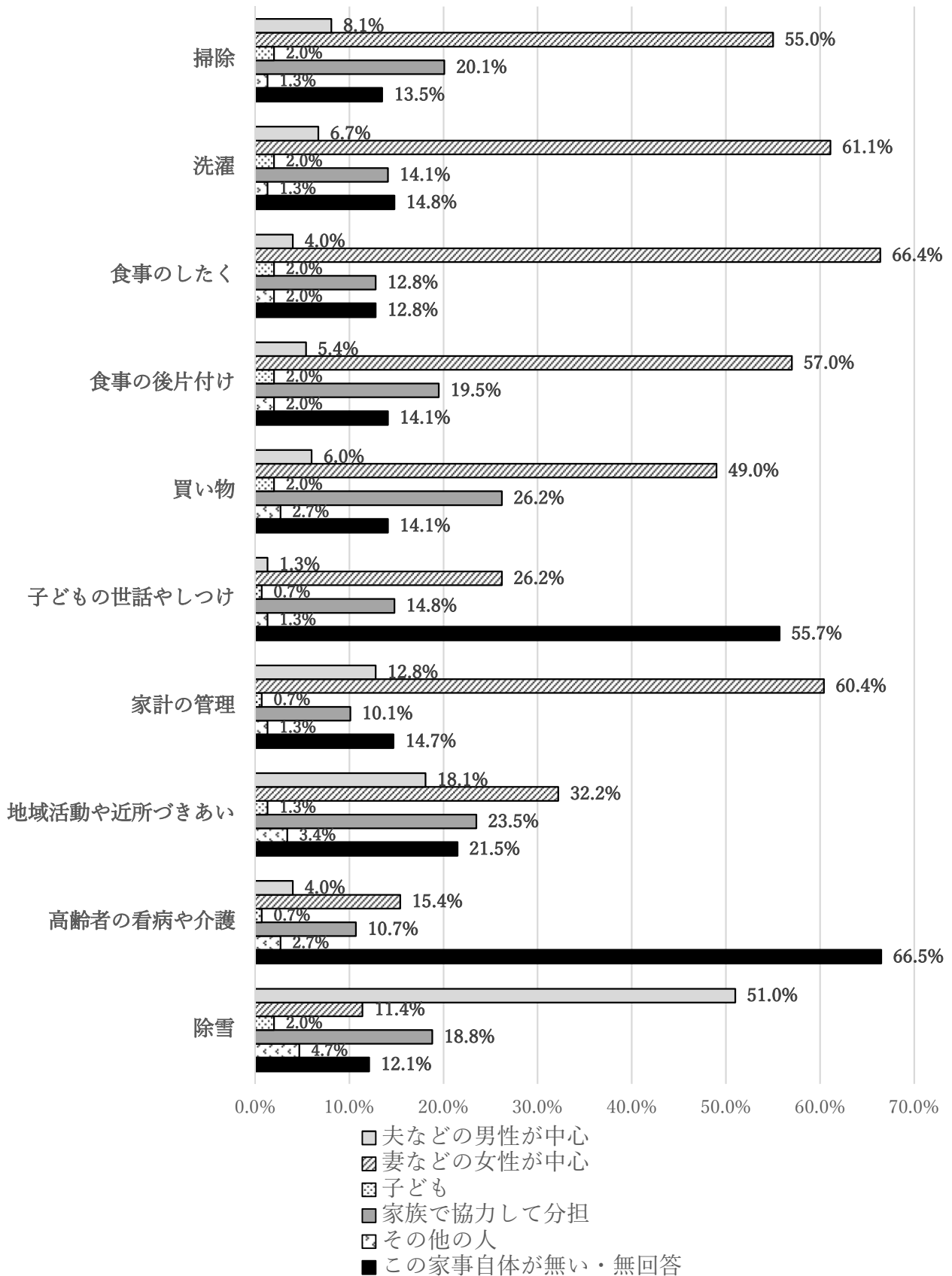
《図表6》「仕事」、「家庭生活」、「地域・社会活動・個人の生活」の優先度について



- 「仕事」を優先している
- 「家庭生活」を優先している
- 「地域・社会活動・個人の生活」を優先している
- 「仕事」と「家庭生活」をともに優先している
- 「仕事」と「地域・社会活動・個人の生活」をともに優先している
- 「家庭生活」と「地域・社会活動・個人の生活」をともに優先している
- 「仕事」と「家庭生活」と「地域・社会活動・個人の生活」をともに優先している
- 無回答

● 全体的に「仕事を優先している」「家庭生活を優先している」と回答した者が半数以上を占めているが、「家庭生活を優先している」と答えた回答者では、男性が20.3%に対し、女性は34.4%と、「就労と家庭の意識」について男女の意識に差がある。

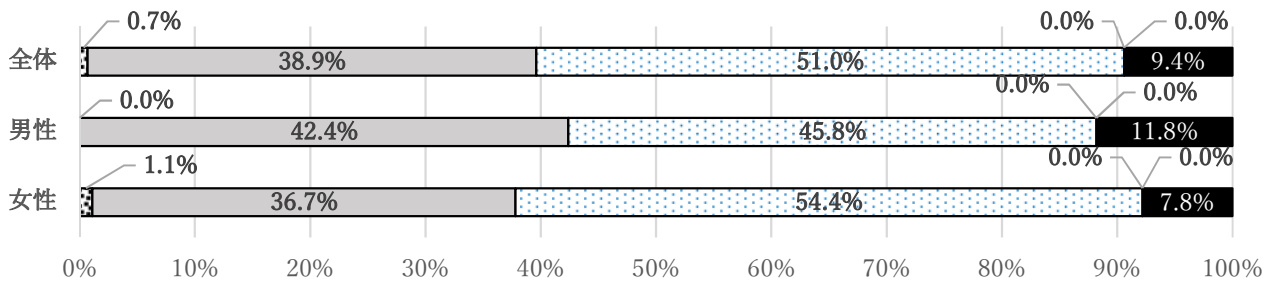
《図表7》あなたの家庭での役割分担について



● 家庭での役割分担では「掃除」「洗濯」「食事のしたく」「食事の後片付け」「買い物」「家計の管理」で大半の回答者が「女性が中心」と回答しており、「除雪」では半数以上が「男性が中心」と回答。

家庭での役割は、多くの世帯が「女性を中心に担っている」という結果となった。

◀図表8▶家庭内での育児や介護の役割分担について、あなたはごどう思いますか。



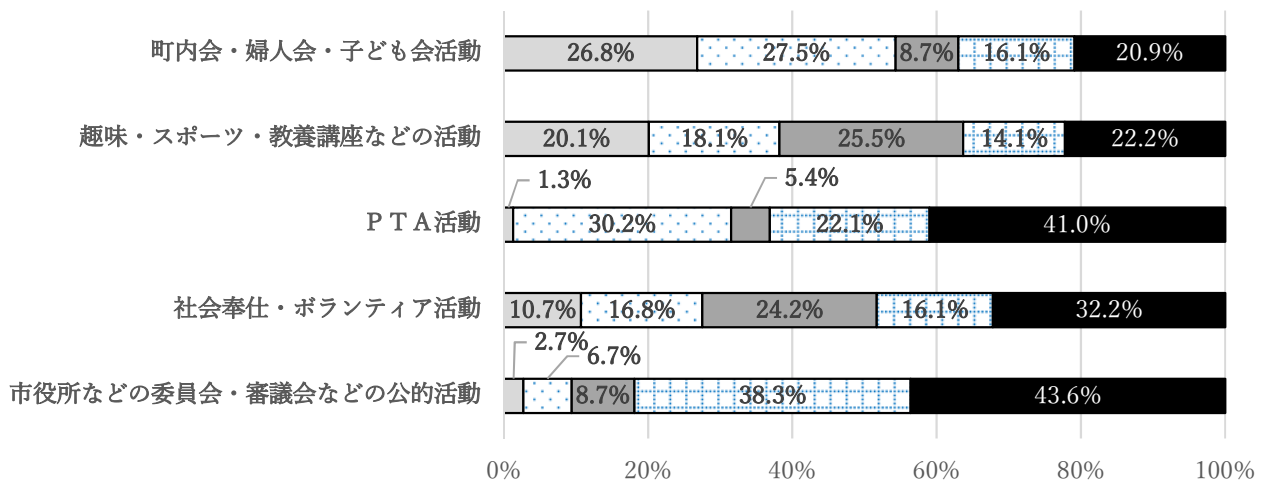
- ☑ 育児や介護は女性が行った方がよい
- どちらかといえば女性が行った方がよいが、男性も協力した方がよい
- 男女どちらも同等に育児や介護を分担した方がよい
- どちらかといえば男性が行った方がよいが、女性も協力した方がよい
- 育児や介護は男性が行った方がよい
- 無回答

● 図表7における「家庭での役割」では、大半の家庭が「女性中心」という回答であるが、図表8の役割分担の考え方については、全体的に51%の回答者が「男女どちらも同等に育児や介護をした方がよい」と回答。

特に、女性回答者の方は「男女同等に分担した方がよい」という回答が54.4%と、男性より女性の方が分担意識が強い傾向にある。

【地域活動や社会活動について】

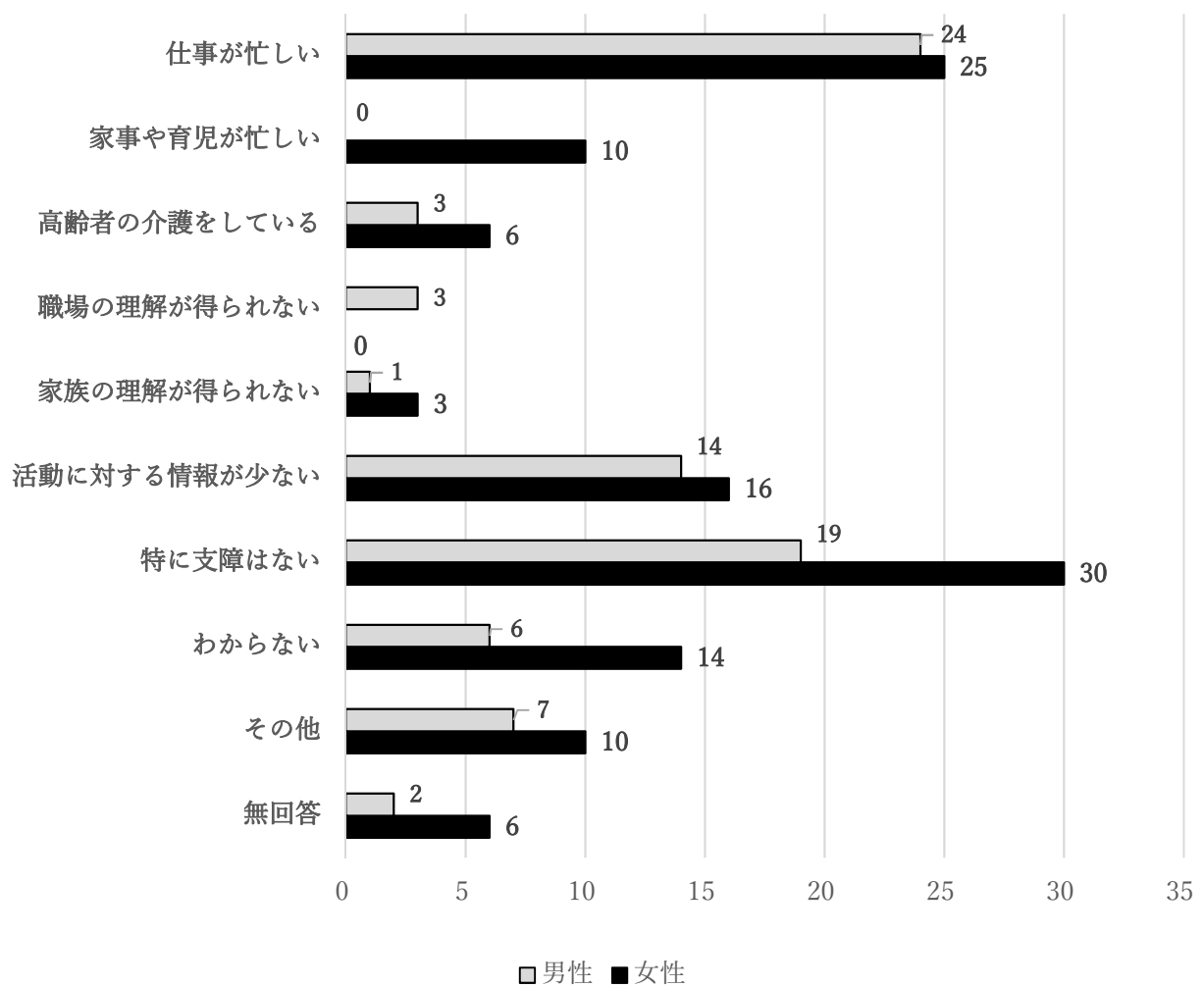
◀図表9▶仕事以外での、あなたの地域活動やボランティア活動への参加について



- 現在参加している
- かつて参加していたことがある
- 参加したことが無いが機会があったら参加したい
- 参加したいとは思わない
- わからない・無回答

● 全体的に、いずれの分野についても「参加したいとは思わない」「わからない」の回答数が多く、地域・社会活動への参加率が低い状態にある。特に「市役所などの委員会・審議会などの公的活動」は著しく低い。

◀図表 10▶地域活動やボランティア活動への参加で支障となること



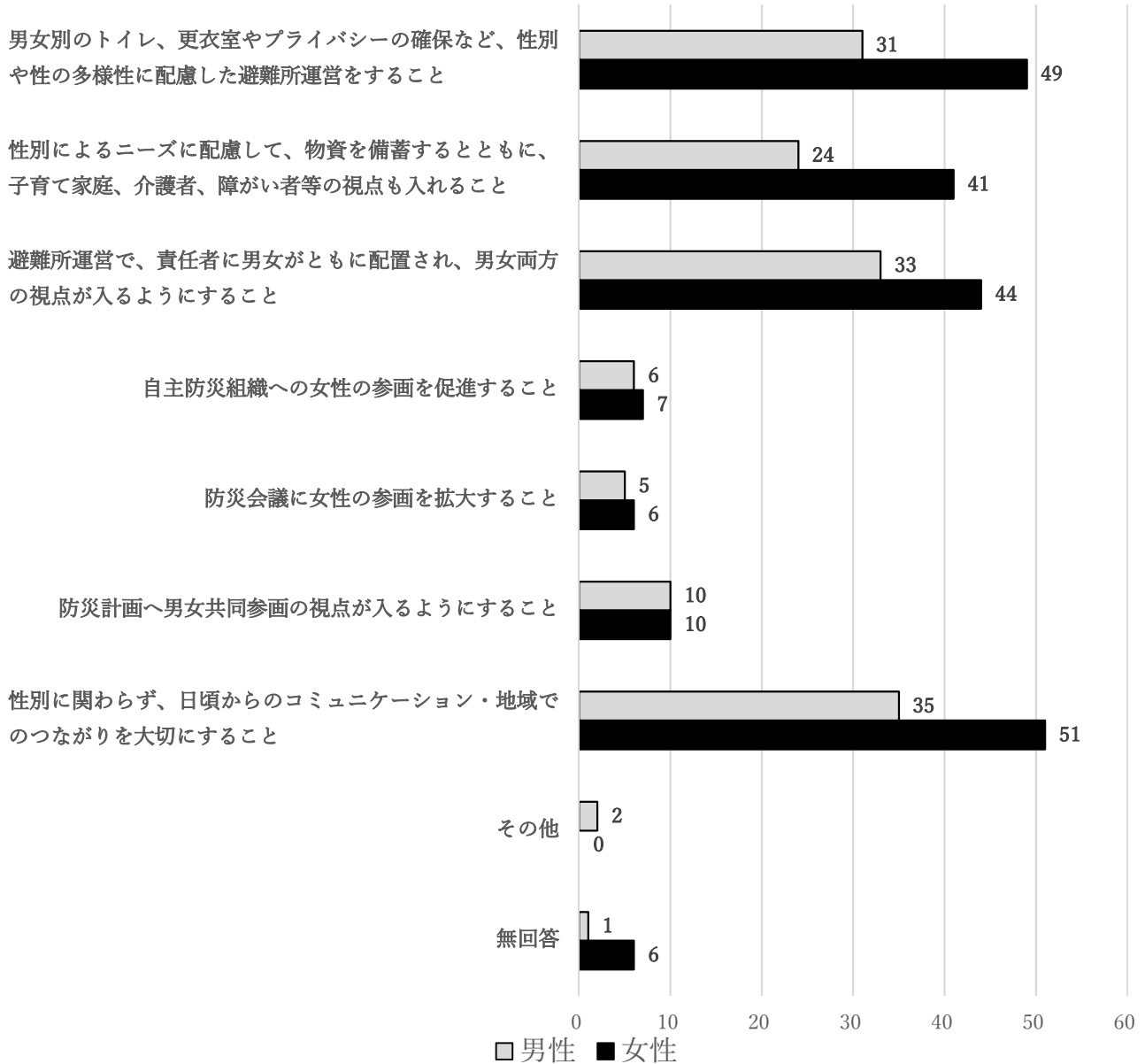
● 図表 9 における「地域活動やボランティア活動」参加者数は少ないが、図表 10 の地域活動等への参加意識については「特に支障はない」と回答する者が多く、地域活動やボランティア活動に参加すること自体の意識が低い傾向にある。

【その他意見】

- ・ 個人の時間が大事 (60 代男性)
- ・ 高齢者であること (70 代女性)
- ・ 自身が高齢のため参加できない (80 代女性)
- ・ 介護されているので (80 代男性)
- ・ 自分自身のモチベーションによる (60 代女性)
- ・ 年齢的に無理 (70 代女性)
- ・ 体調 (60 代女性)
- ・ 面倒なことはしたくない (50 代男性)
- ・ 健康 (病人であるため) (80 代男性)
- ・ 自分自身も高齢のため、なかなか難しい (70 代女性)
- ・ 体力的に無理 (80 代女性)

- ・老人なので自分ができる仕事をしている（70代女性）
- ・したいけど、足が悪いのでだめです。足がわるくなかったらやってみたい。（70代女性）
- ・この土地に来たばかりなので良く分からないです。他の町でボランティアしていました。（20代男性）

◀図表 1 1▶地域防災・災害復興活動での男女共同参画の視点



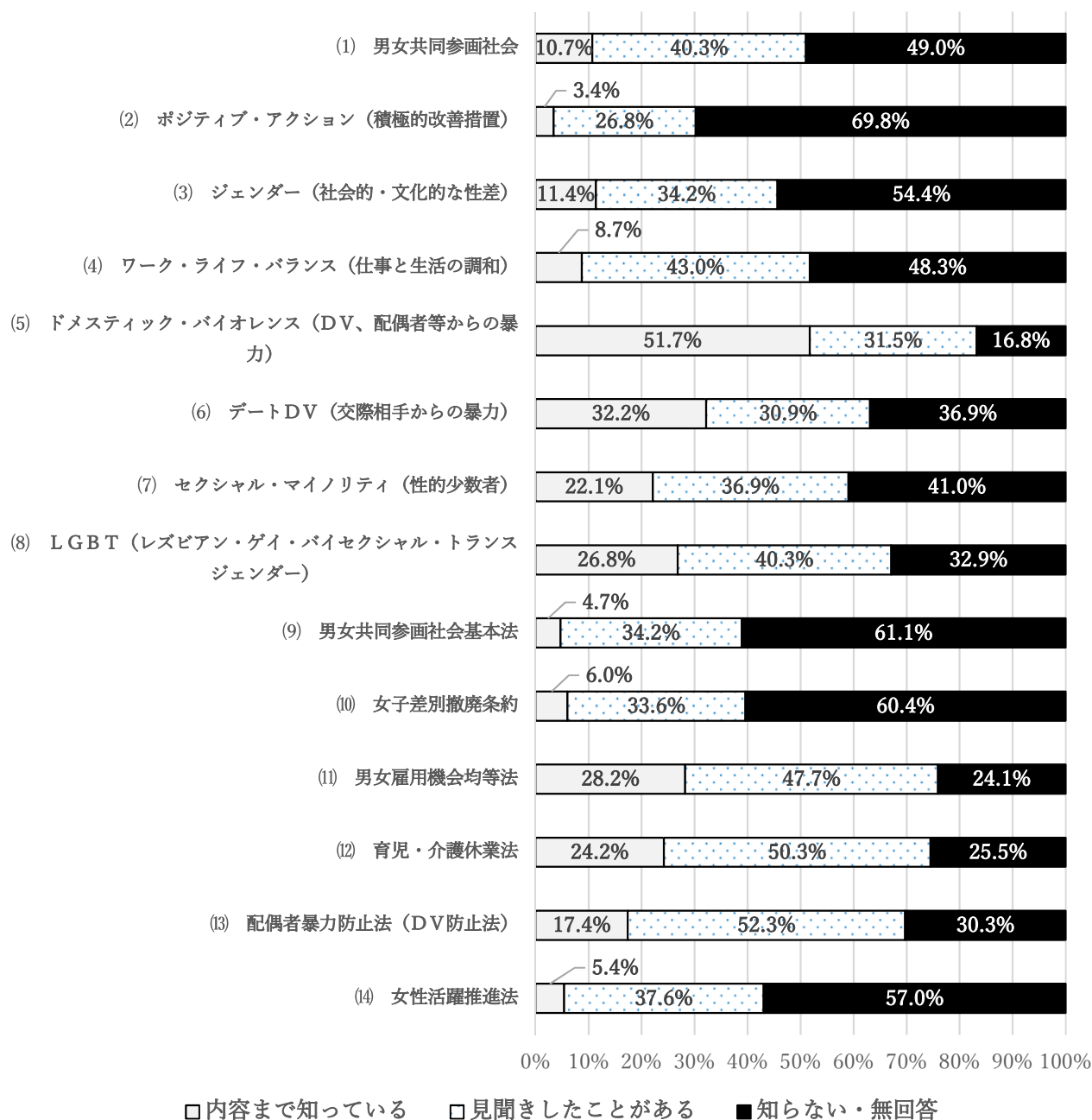
● 地域の防災・災害復興活動では、性別に配慮した運営が必要であり、特にプライバシー確保、日頃からのコミュニケーションを重要視すべきとの回答が多い。

【その他意見】

- ・性差があるのは仕方ないこと、それなら性差を生かせるよう活動すべき（30代男性）

【言葉の認知度について】

≪図表12≫ 次の言葉について、あなたをご存じですか。



● 男女共同参画における言葉の認知（知っている・見聞きしたことがあると回答）が半数を超えた言葉は「(5)ドメスティックバイオレンス」83.2%、「(11)男女雇用機会均等法」75.9%、「(12)育児・介護休業法」74.5%、「(13)配偶者暴力防止法（DV防止法）」69.7%「(8)LGBT」67.1%、「(6)デートDV」63.1%、「(7)セクシャルマイノリティ」59%、「(4)ワーク・ライフ・バランス」51.7%、「(1)男女共同参画社会」51%であり、全体で9/14の用語について、半数以上の回答者が認知している。

【最後：芦別市の男女共同参画に関してのご意見】

- ・無理に平等にする必要は無いと思う。それぞれ得意なことをした方が効率もいいと思う。(30代男性)
- ・女性の細やかな気づき、意見など交わされて良いと思います。(60代男性)
- ・内容によっては、仕事をしている人と退職者、高齢者等に分けてほしい。(80代男性)
- ・芦別市の人口の歯止めと、若い世代の市の行事の参画も必要かなあとと思います。教育委員の皆様のご苦勞をお察しします。ありがとうございます。(70代女性)
- ・高齢者なのでわかりません。言葉が理解できない。自分も介護を受けています。(80代女性)
- ・そもそも本当に生涯学習というものが必要なのか？財政が大変、市民が減少する中で、ましてや市民の税金を使って甚だ疑問に思います。(50代男性)
- ・男女共同参画不賛成、男の役割、女の役割は必要、男女の役割分担を差別と捉える考え方には同意できない。(70代男性)
- ・毎年カクテルパーティーをしていますが、よく理解できません。(70代女性)
- ・男女平等で住みよい社会にしてほしい。(70代男性)
- ・男女共同参画の説明がないので、意見は書けません。(50代女性)
- ・私も過去に介護の経験があります。母の自宅介護でしたが、食事は妻に頼み移動は私がしておりました。母の入浴等は2人(妻と私)でなければ出来ません、妻の協力なしでは出来ませんでした。男女共同と言うのはそれぞれの分野で協力し合うことと思います。(70代男性)
- ・具体的にどのような活動をしているのか情報が伝わってこない、市民に周知してもらうためにチラシなり機関紙なりを定期的に発行すべき。「りぷる」という情報誌を同封するので、参考にしてください。(40代男性)

芦別市

男女共同参画に関する市民意識調査

アンケートご協力をお願い

日ごろから、市政の推進にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
本市では、平成22年に「芦別市男女共同参画推進計画」を策定し、女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる“男女共同参画社会”の推進に努めています。
また、平成27年9月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づき、芦別市における新たな推進計画の策定に向けて準備を進めています。

この調査は、市民のみなさんの男女平等や男女共同参画に対するお考えを把握し、計画策定の資料とさせていただくために行うものです。

今回、アンケートをお願いする方は、市内にお住まいのみなさまの中から、令和元年9月20日現在の住民基本台帳から無作為抽出で選ばせていただきました、400名の方々です。

この回答の内容は、すべて統計的に処理し、調査の目的以外に使用することはありませんので、個人の秘密が漏れたり、ご迷惑をおかけすることはありません。

お忙しいところ、誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

令和元年10月

芦別市教育委員会
教育長 福島 修史

★調査票の返送方法

ご記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒に入れ、切手を貼らずにそのままポストに投函してください

恐縮ですが、11月1日までにご返送ください

★この調査票に関する問い合わせは下記までお願いします。

芦別市教育委員会生涯学習課社会教育係

〒075-0011 芦別市北1条東2丁目4番地

TEL 0124-22-3110 FAX 0124-22-3172

芦別市男女共同参画に関する市民アンケート調査【調査票】

・ご記入にあたって

- ① 設問は、選択肢の中からお自分の考えに近いものを選ぶ「選択式」です。
あてはまる番号を選んで○で囲んでください。
- ② 設問によっては、1つではなく複数の選択肢を選んでいただく場合があります。
- ③ 設問によって、回答していただく方が限られる場合があります。
各設問の注意書きをよくご確認の上、お答えください。

最初に、あなた自身のことについてお伺いします

問1 あなたの性別

1 男性	2 女性	3 その他
------	------	-------

問2 あなたの年齢

1 20歳未満	2 20～29歳	3 30～39歳
4 40～49歳	5 50～59歳	6 60～69歳
7 70～79歳	8 80歳以上	

問3 あなたは共働きですか

1 共働きである	2 共働きではない
----------	-----------

男女平等に関する意識についてお伺いします

問4 あなたは、「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか。(○は1つ)

1 そう思う	2 そう思わない
3 どちらともいえない	4 わからない

問5 次にあげる各分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。(1)から(5)について、あなたの考えに最も近いものを選び、番号に○をつけてください。(それぞれの分野で○は1つ)

	男性が優遇	が優遇 言えば男性 どちらかと	平等	が優遇 言えば女性 どちらかと	女性が優遇	わからない
(1)家庭生活	1	2	3	4	5	6
(2)職場環境	1	2	3	4	5	6
(3)学校教育	1	2	3	4	5	6
(4)町内会などの活動	1	2	3	4	5	6
(5)政治	1	2	3	4	5	6

就労・家庭に関する意識についてお伺いします

問6 あなたの生活の中での、「仕事」、「家庭生活」、「地域・社会活動・個人の生活」の優先度についてお聞きします。あなたの現状に最も近いものはどれですか。(○は1つ)

※「仕事」…自営業主(農林漁業を含む)、家族従事者、雇用者として働いていること。正規、非正規、パート、アルバイトなどを問わない。

※「家庭生活」…家族と過ごすこと、家事(食事の支度・片づけ、掃除、洗濯、買い物など)、育児、介護、看護など。

※「地域・社会活動・個人の生活」…地域・社会活動(町内会活動、PTA活動、ボランティア活動、社会参加活動、交際、付き合いなど)、学習、研究(学業も含む)、趣味、娯楽、スポーツなど

↓お答えください↓

- | |
|---|
| 1 「仕事」を優先している |
| 2 「家庭生活」を優先している |
| 3 「地域・社会活動・個人の生活」を優先している |
| 4 「仕事」と「家庭生活」をともに優先している |
| 5 「仕事」と「地域・社会活動・個人の生活」をともに優先している |
| 6 「家庭生活」と「地域・社会活動・個人の生活」をともに優先している |
| 7 「仕事」と「家庭生活」と「地域・社会活動・個人の生活」をともに優先している |

問7 あなたの家庭内での役割分担について、今は主にどなたが担当していますか。(1)から(9)について、あてはまるものを選び、番号に○をつけてください。(それぞれの分野で○は1つ)

	男性が中心	夫などの	女性が中心	妻などの	子ども	家族で協力して分担	その他の人	自体が無い この家事
(1)掃除	1		2		3	4	5	6
(2)洗濯	1		2		3	4	5	6
(3)食事のしたく	1		2		3	4	5	6
(4)食事の後片付け	1		2		3	4	5	6
(5)買い物	1		2		3	4	5	6
(6)子どもの世話やしつけ	1		2		3	4	5	6
(7)家計の管理	1		2		3	4	5	6
(8)地域活動や近所づきあい	1		2		3	4	5	6
(9)高齢者の看病や介護	1		2		3	4	5	6
(10)除雪	1		2		3	4	5	6

問8 家庭内での育児や介護の役割分担について、あなたはどのように思いますか。(○は1つ)

- | |
|-----------------------------------|
| 1 育児や介護は女性が行った方がよい |
| 2 どちらかといえば女性が行った方がよいが、男性も協力した方がよい |
| 3 男女どちらも同等に育児や介護を分担した方がよい |
| 4 どちらかといえば男性が行った方がよいが、女性も協力した方がよい |
| 5 育児や介護は男性が行った方がよい |

地域活動や社会活動についてお伺いします

問9 仕事以外で、あなたの地域活動やボランティア活動への参加についてうかがいます。(1)から(5)について、あてはまるものを選び、番号に○をつけてください。(それぞれの分野で○は1つ)

	現在参加している	かつて参加していたことがある	ら参加したい	参加したことが無いが、機会があった	参加したいと思わない	わからない
(1)町内会・婦人会・子ども会活動	1	2	3	4	5	
(2)趣味・スポーツ・教養講座などの活動	1	2	3	4	5	
(3)PTA活動	1	2	3	4	5	
(4)社会奉仕・ボランティア活動	1	2	3	4	5	
(5)市役所などの委員会・審議会などの公的活動	1	2	3	4	5	

問10 あなたが問9のような各種活動に参加するうえで、支障となることはどのようなことだと思いますか。(○は2つまで)

1 仕事が忙しい 2 家事や育児が忙しい 3 高齢者の介護をしている 4 職場の理解が得られない 5 家族の理解が得られない 6 活動に対する情報が少ない 7 特に支障はない 8 わからない 9 その他 ()

問11 地域の防災・災害復興活動において、男女共同参画の視点からの対応が必要だといわれていますが、どのような対応が必要だと思いますか。(○は3つまで)

1 男女別のトイレ、更衣室やプライバシーの確保など、性別や性の多様性に配慮した避難所運営をすること 2 性別によるニーズに配慮して、物資を備蓄するとともに、子育て家庭、介護者、障がい者等の視点も入れること 3 避難所運営で、責任者に男女がともに配置され、男女両方の視点が入るようにすること 4 自主防災組織への女性の参画を促進すること 5 防災会議に女性の参画を拡大すること 6 防災計画へ男女共同参画の視点が入るようにすること 7 性別に関わらず、日頃からのコミュニケーション・地域でのつながりを大切にすること 8 その他 ()

言葉の認知度についてお伺いします

問 12 次にあげる言葉について、あなたをご存じですか。(1)から(14)までについて、あてはまるものを選び、番号に○をつけてください。(それぞれの言葉で○は1つ)

	い る	内 容 ま で 知 っ て	が あ る	見 聞 き し た こ と	知 ら な い
(1) 男女共同参画社会	1		2		3
(2) ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	1		2		3
(3) ジェンダー（社会的・文化的な性差）	1		2		3
(4) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	1		2		3
(5) ドメスティック・バイオレンス（DV、配偶者等からの暴力）	1		2		3
(6) デートDV（交際相手からの暴力）	1		2		3
(7) セクシャル・マイノリティ（性的少数者）	1		2		3
(8) LGBT（レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダー）	1		2		3
(9) 男女共同参画社会基本法	1		2		3
(10) 女子差別撤廃条約	1		2		3
(11) 男女雇用機会均等法	1		2		3
(12) 育児・介護休業法	1		2		3
(13) 配偶者暴力防止法（DV防止法）	1		2		3
(14) 女性活躍推進法	1		2		3

最後に芦別市の男女共同参画に関してご意見がありましたら、ご自由にお書きください

ご協力ありがとうございました。

※ご記入がおわりましたら、同封の返信用封筒にて11月1日（金）までに投函してください。

7 各種相談・お問い合わせ窓口

相談内容	お問い合わせ窓口
行政相談 ・国や道などの行政に関わる要望や苦情に関すること	
無料人権法律相談 ・人権問題、家庭問題、いじめ問題に関すること	市民課生活交通係 ☎0124-22-2111 ✉seikatsui@city.ashibetsu.hokkaido.jp
消費生活相談 ・訪問販売や多重債務など消費生活に関すること	
母子児童相談 ・母子家庭に関すること	福祉課福祉係 ☎0124-22-2111 ✉fukushi@city.ashibetsu.hokkaido.jp
ドメスティック・バイオレンス (DV) 相談 ・配偶者等からの暴力に関する悩み・相談ごとに関すること	☎0124-22-2111 ✉fukushi@city.ashibetsu.hokkaido.jp
高齢者虐待に関する相談 ・虐待に関する相談、連絡、通報等に関すること	芦別市地域包括支援センター ☎0124-22-2111 ✉kaigoserv@city.ashibetsu.hokkaido.jp
介護相談 ・介護に関する悩み・心配ごとなど、さまざまな問題に関すること	芦別市地域包括支援センター ☎0124-22-2111 ✉kaigoserv@city.ashibetsu.hokkaido.jp 介護高齢課介護保険係 ☎0124-22-2111 ✉kaigo@city.ashibetsu.hokkaido.jp
家庭児童相談 ・児童や家庭に関すること	児童課子ども家庭係 ☎0124-24-2777 ✉katei@city.ashibetsu.hokkaido.jp 家庭児童相談室 ☎0124-24-2771 ✉soudan@city.ashibetsu.hokkaido.jp
子どもテレホン相談 ・いじめ、友人関係、学校生活、家庭などに関すること	芦別市青少年センター (教育委員会生涯学習課内) ☎0124-22-3110 ✉seinen@city.ashibetsu.hokkaido.jp

第2次芦別市男女共同参画推進計画

(令和2年度～11年度)

市民一人ひとりが個性と能力を發揮し
あらゆる分野において平等に参画できるまち

令和2年3月発行

発行 芦別市

編集 芦別市教育委員会生涯学習課

〒075-0011 北海道芦別市北1条東2丁目4番地

TEL (0124) 22-3110 FAX (0124) 22-3172

電子メール syougai@city.ashibetsu.hokkaido.jp

市公式ホームページアドレス <http://www.city.ashibetsu.hokkaido.jp>